

設置の趣旨等を記載した書類

平成29年3月31日

国立大学法人名古屋工業大学

目次

1. ジョイント・ディグリー（JD）プログラム設置の趣旨及び必要性	1 -
(1) JD プログラムに至るまでの背景・経緯	1 -
(2) JD プログラム設置の必要性	2 -
(ア) 超スマート社会実現のための人材への要請	2 -
(イ) グローバル人材輩出への要請	3 -
(ウ) オーストラリアにおける情報学及び名古屋工業大学への要請	3 -
(3) 名古屋工業大学及びウーロンゴン大学の特色	3 -
(4) JD プログラム設置の趣旨	5 -
2. 養成する人材像	5 -
(1) 養成する人材像	5 -
(2) 養成する人材の修得すべき能力（ディプロマ・ポリシー）	5 -
(3) 修了後の進路，社会の人材需要の見通し	5 -
(4) オーストラリアの教員との教育・研究上の目的等の共有方法	6 -
3. 専攻の名称及び学位の名称	6 -
(1) 専攻の名称	6 -
(2) 学位の名称	7 -
(3) 連携外国大学における同等の学位の授与実績	7 -
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	7 -
(1) カリキュラム・ポリシー	7 -
(2) 教育課程の期間	8 -
(3) 教育課程の考え方　ー共同創造セミナーを中心とする教育の枠組み	8 -
(4) 入学から論文審査までのスケジュール	12 -
(ア) 出願前の指導	12 -
(イ) 入学後の履修及び研究指導	12 -
(5) 学修の評価及び報告・管理	13 -
(6) 修了要件	14 -
(7) 学位論文審査，学位授与	14 -
(8) 履修モデル	15 -
(ア) 人工知能技術によってものづくり産業に新サービスを展開する研究力を 修得することを目指し名古屋工業大学で入学手続を行った学生の場合	15 -
(イ) 新規事業展開を目指しウーロンゴン大学で入学手続を行った学生の場合	16 -
(9) 研究倫理審査体制	16 -
5. 教員組織の編成の考え方及び特色	17 -
(1) 教員組織編成の考え方	17 -
(2) 教員の専門分野の構成	17 -

(3) 本専攻の長の専任方法	- 17 -
(4) 連携外国大学との調整を行う専任教員	- 18 -
6. 施設、設備等の整備計画	- 18 -
(1) 校地等の整備計画	- 18 -
(2) 校舎等施設の整備計画	- 18 -
(3) 図書館の整備計画	- 19 -
7. 既設の専攻との関係	- 19 -
8. 入学者選抜の概要	- 19 -
(1) 学生受入れに関する考え方	- 19 -
(2) 入学者選抜の概要	- 20 -
(ア) 入学資格	- 20 -
(イ) 選抜方法・選抜時期	- 21 -
(3) 入試運営体制	- 21 -
(4) 周知方法	- 22 -
(5) 修業年限及び学籍の取り扱い	- 22 -
9. 管理運営	- 22 -
(1) 学内の管理運営体制	- 22 -
(2) 事務組織	- 23 -
10. 自己点検・評価	- 23 -
(1) 全学的実施体制	- 23 -
(2) 本専攻に係る教育・研究活動の状況に関する評価	- 23 -
11. 情報の公表	- 23 -
12. 教育内容の改善等を図るための組織的な研修等	- 26 -
13. 連携外国大学について	- 26 -
(1) 国際連携教育課程の制度	- 26 -
(2) 国の質保証制度に基づく評価等	- 27 -
14. 協議及び協定について	- 27 -
(1) 連絡協議会	- 27 -
(2) 連絡体制	- 28 -
(3) 協定締結者	- 28 -
(4) 協定書の内容	- 28 -
15. 学生への経済的支援に関する取組	- 28 -

1. ジョイント・ディグリー（JD）プログラム設置の趣旨及び必要性

（1）JD プログラムに至るまでの背景・経緯

名古屋工業大学（以下「本学」という。）は、中長期的な戦略策定に当たり、平成 26 年 6 月、中京地域の企業の経営者層、人事担当役員、開発担当役員等と「産業界が求める人材像」についての意見交換のために、産学官教育連携会議を設置した。その議論の結果、本学から中京地域のものづくり産業へ高度技術者を輩出することへの期待と要求が従前に増して高まっているとの結論に至り、本学の第 3 期中期計画に向けて「中京地域産業界との融合」を基本方針とする「名工大版理工系人材育成戦略」を策定した。その骨子は中京地域産業界とともに本学が産業揺籃機能を果たすこと、また、材料科学と情報学を中心に世界トップレベルの研究実績を基礎として戦える人材を育成することである。

本学情報学分野の輩出人材が中京地域産業界において求められる背景は、後述するとおり第 5 期科学技術基本計画において求められる「超スマート社会」の実現が、中京地域産業界においても最重要課題として認識されていることにある。本学の情報学分野はそのための充実した人材を有し、さらに学長のリーダーシップにより人材を強化してきた。また、これらの分野の広さを補うため、国内外の研究機関と連携を実施してきている。連携の拠点として設置した情報科学フロンティア研究院には、平成 27 年度に 6 か国・9 名、平成 28 年度に 6 か国・13 名の海外研究者を招聘し、その招聘日数は各年度とも延べ 365 日を超えている。

ウーロンゴン大学は本学情報科学フロンティア研究院の国際連携相手大学における中心的存在であり、研究院設置以前より研究者・大学院生の相互訪問によって協力関係を築き、すでに共同の成果を挙げてきた（＜参考＞参照）。研究者の相互訪問だけでなく、オーストラリア政府出資の共同研究プロジェクトを 2 件実施し、また重点課題としてきた人工知能分野においては共同で国際研究ワークショップを設立し、すでに 19 回を数えている。

こうした両大学の交流実績の積み上げと、国際的かつ先端的な教育・研究の非常に強い協力関係を築いてきた帰結として、この関係を一層強固にするとともに、学位を取得した学生が両大学の教育を受けたことを履歴として正式に残せるよう、また、産業界がその教育プログラムを認識できるよう、ジョイント・ディグリー（JD）プログラムの開設に発展すべきであるとの合意に達した。両大学は JD プログラム設置によって教育・研究の質の向上と国際的なプレゼンス向上の効果をもたらすとの共通認識を確認しつつ、両大学間の協議を継続した結果、平成 29 年 3 月 10 日に JD プログラム設置及び実施に係る事項を定めた協定書への調印を行い、平成 30 年 3 月を開設予定として「名古屋工業大学・ウーロンゴン大学国際連携情報学専攻（以下「本専攻」という。）」を設置することに合意した。

＜参考＞

【研究者・学生の交流】

2009 年（平成 21 年）以降の学術訪問

ウーロンゴン大学から名古屋工業大学 教員 6 名 合計 14 回

名古屋工業大学からウーロンゴン大学 教員 3 名 合計 8 回

2014 年（平成 26 年）から毎年の本学大学院生交流

名古屋工業大学からウーロンゴン大学 夏季の短期研究滞在 合計 5 名派遣

【学会における連携と共同研究の成果】

2006 年（平成 18 年）以降

国際会議の共同開催（情報学分野の重要会議）

✧ The First IEEE International Conference on Agents (ICA2016)

✧ Pacific Rim International Conference on Principles and Practice in Multi-Agent Systems (PRIMA2009)

国際シンポジウム 2 回

国際ワークショップ 19 回（すべて両大学共同で設立した自動交渉に関するワークショップ）

共同研究プロジェクト 2 件（ARC : Australian Research Council）合計 A\$249,000

共同出版 9 編

（２）JD プログラム設置の必要性

日本政府の当該分野における施策、産業界の人材育成推進の考え方、及びオーストラリアにおける当該分野への要請を整理し、本学大学院博士後期課程情報工学専攻を母体にして JD プログラムを設置する必要性を述べる。

（ア）超スマート社会実現のための人材への要請

第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）では、日本国政府の方針として、経済、社会、公共のための科学技術イノベーション政策が謳われており、ICT 技術を活用して「超スマート社会」（Society5.0）として実現するとされた。また日本再興戦略 2016－第 4 次産業革命に向けて－（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）においては、同戦略の柱である第 4 次産業革命に対応する、IoT（Internet of Things）、ビッグデータ、人工知能（AI）、セキュリティ等の情報学を専門とし、その専門性において新規事業開拓を行うイノベータ育成が不可欠とされている。これを推進するに当たり、情報学、特に人工知能の研究能力と経済、社会、公共等の多方面にわたるアウトカムを念頭に入れた社会実装能力を持つ高度研究者・技術者が求められる。特に、中京地域の産業界からは、「超スマート社会」のための産業技術を支えることができる博士の学位の取得者が求められている（資料 1：企業等からの

要望書)。

(イ) グローバル人材輩出への要請

文部科学省「産学連携によるグローバル人材育成推進会議」が平成 23 年に「産学官によるグローバル人材の育成のための戦略」を取りまとめ、「産学協働人材育成円卓会議」においては、産学連携によるグローバル人材育成の必要性が提言されている。加えて、政府の日本経済再生本部においては、内閣総理大臣から、人材のグローバル化推進、国立大学のグローバル化について指示がなされている。

また、中京地域の産業界においては自動運転車両の早期実現や航空機製造に関連して、世界最高の人工知能技術の開発・導入にしのぎを削っている他、超スマート社会を実現するための 4 技術 (IoT, ビッグデータ, 人工知能 (AI), セキュリティをいう。) に関して世界的に通用するエンジニア、研究者が求められている。

(ウ) オーストラリアにおける情報学及び名古屋工業大学への要請

オーストラリア政府は 2015 年 12 月 National Innovation and Science Agenda Report (全国イノベーション・科学アジェンダ) を発表し、経済、文化、雇用を含む広範囲の革新への重点施策を定めている。このアジェンダにおいて、サービスの革新は一つの重点課題であり、情報学及び人工知能技術へ高い期待が寄せられる。また、我が国中京地域のものづくり産業が有する産業自動化技術へはオーストラリア政府も高い関心を持っており、本学の中京地域産業界との共同関係を通じた教育・研究はオーストラリアの高等教育においては得難い環境である。

ウーロンゴン大学はその中期計画 (2016-2020 Strategic Plan) において、人々と社会の変革への教育の働きかけを重点課題に挙げ、産業界をパートナーと位置づけた新たな産業育成へのレバレッジとしての機能を重視している。そのため、ウーロンゴン大学は本学との JD プログラムを通じて中京地域のものづくり産業という活きた教材を活用したいとの強い要望があることを JD プログラム設置の協議の中で確認している。本学が目指す中京地域を足場としたイノベーションハブとしての機能は、我が国のみならず太平洋諸国においても効果が期待できる。

以上、(ア) ～ (ウ) から分かるとおり、超スマート社会に資する情報学分野の技術者・研究者への期待、特に、国際連携の JD プログラムとして実現することへの期待は高い。また、これをオーストラリアのウーロンゴン大学との連携で実施することは同大学やオーストラリアの戦略とも一致し、相補的な強みは期待に応えるものである。

(3) 名古屋工業大学及びウーロンゴン大学の特色

本専攻における本学側の母体となる情報工学専攻は我が国有数の学術レベルにある。ト

ムソンロイターの解析によれば、2010 年から 2014 年のコンピュータ・サイエンス分野の論文の引用数指数では、本学は国内 13 位と好位置につけている。情報工学専攻はコンピュータ・サイエンス分野の中で特に人工知能分野に多くの研究者を有し、基礎理論から応用・社会実装の研究を実施してきた。インターネットで接続された機器やシステム、さらには多数の人々やコミュニティが全体として高度な機能や創造的活動を実現するための基礎理論であるソーシャル・コンピューティングやコレクティブ・インテリジェンスの研究、またそれらの理論によって構築されたモデルをシステムとして実装するマルチエージェント・システムの分野において、優れた成果を挙げてきた。これらは計算の理論や工学だけでなく、デザイン理論や経済理論を背景としており、本学はこれらの分野でも優れた人材を有する。これらの分野においては、ウーロンゴン大学と共同の成果を多数挙げている。加えて、大規模なデータから知識を獲得する機械学習やビッグデータ解析の分野においても国際レベルで注目される研究成果を有し、これを応用するバイオ・インフォマティクス、マテリアル・インフォマティクス等、他の理学・工学との連携分野を開拓してきた。機械学習とビッグデータ解析はウーロンゴン大学よりも本学がリードする分野である。

JD プログラムの相手側大学はオーストラリアのニューサウスウェールズ州立の総合大学ウーロンゴン大学である。ウーロンゴン大学側の母体となる **School of Computing and Information Technology** もコンピュータ・サイエンス分野で極めて優れた実績を有する。人工知能とマルチエージェント・システム分野の強さは本学と共有する領域である。これに加えて、これらの技術をサービス分野のイノベーションにつなげるための社会実装の技術において本学にはない強さがある。社会にサービスを展開するための解析に必要な数理モデリングの技術やサービス工学、ソフトウェア工学の分野においては本学を一步引き離している。また、実装においてはさらに重要なセキュリティ技術と装置等のもの同士を接続し、高機能なシステムに組み上げる IoT の技術にも優れている。

タイムズの世界大学ランキングによれば、ウーロンゴン大学は、オーストラリア内で 18 番目に位置し、世界的にも 250 位から 300 位の間に位置する国際的に認知度の高い大学である。ウーロンゴン大学は、学生数 32,000 人の内約 40% が 140 カ国にも及ぶ国からの留学生であり国際化が進んでいる。ウーロンゴン大学では、この認知度を一層高めるための戦略として、海外大学との連携に積極的に取り組み、2015 年からはドイツのフリードリヒ・アレクサンダー大学エアランゲン＝ニュルンベルク（FAU）との間でダブル・ディグリー（Global Double-Degree Master's program）のコース International Master of Science (Chemistry) を設置している。

産業界との関係については、本学は産学官連携センターの主導のもとで、積極的に企業との共同研究に取り組んできた。平成 27 年度の文部科学省調べでは、共同研究費受入額は、研究者 1,000 人未満の中規模大学の中では、国内トップの 5 億 9 千万円余りとなっており、これら企業との共同研究は本学における教育環境としても優れた特色である。ウーロンゴン大学においても、オーストラリア連邦政府とニューサウスウェールズ州からの資金によ

り、10年前にイノベーションキャンパスを設立する等、産業界への貢献を強化している。

（４）JD プログラム設置の趣旨

本学とウーロンゴン大学は JD プログラムを設置することにより、情報学分野の強みを両大学で総合し、超スマート社会実現のために必要とされる情報学分野のイノベーションをリードする高度な技術者・研究者を育成する。これにより、本学においては中京地域産業界に人材を輩出し、中京地域産業界において超スマート社会に資する産業分野の構築に資する。

我が国有数の学術レベルにある本学の情報学分野に加え、国際的にも認知されたウーロンゴン大学情報学分野と連携することで、学生には単独の大学では得られない高度な学習機会を提供するとともに、国際的に認知された学位を与えることができる。このような国際連携プログラムを設置することにより、両大学は、産業界から国際的人材育成機関としての認知を受けるとともに、学位取得者は、産業界に対するより多くの貢献の機会を得ることとなる。

2. 養成する人材像

（１）養成する人材像

本専攻では、「超スマート社会」の実現や、第4次産業革命への貢献を見据えて、「情報学分野における高度な専門性と研究遂行能力、そして異なる文化や多様な価値を理解できる国際感覚を備え、幅広い視野から国際社会が直面する諸課題を発見し、その課題に対する創造的・独創的な解決策を提案できる人材」を養成する。

具体的には、情報学分野において世界をリードし新規研究分野を開拓できる研究者、国際的な展開を行う IT 関連企業を始めとするグローバル企業において新規事業の開拓を先導するグローバルリーダーとしての実践的研究者・技術者を養成する。これによって中京地域の企業のグローバル展開を後押しし、超スマート社会へ向かう産業力を強化する。

（２）養成する人材の修得すべき能力（ディプロマ・ポリシー）

本専攻を修了する学生は次の能力を修得する必要がある。

- ① 国際社会の課題を技術的側面から理解し、産業社会の将来像を展望できる能力
- ② 情報学分野での深い専門知識と超スマート社会実現に向けた技術に関する幅広い関心・洞察力
- ③ 高い独創性と強い研究推進能力によってイノベーションを牽引する能力

（３）修了後の進路、社会の人材需要の見通し

本学は、中京地域の産業界との結びつきが強く、中京地域への人材供給を求められている。

平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間で、本学の情報系の博士後期課程修了者 42 名の内、半数以上の 23 名が企業へ就職した。その約 60%は中京地域の企業を選んでいる。このように、以前より中京地域の企業から博士後期課程修了者への人材需要は大きい。加えて、本学主催の産学官教育連携会議での意見交換では、実践的な能力を身につけた博士後期課程の修了者は積極的に採用したいとの多くの声が聴かれている。さらに、超スマート社会実現のために必要であるとされる 4 技術を身につけ、併せてその分野をリードする国際性と俯瞰力を身につけた技術者・研究者を産業界が求めている。本 JD プログラムが養成する人材はこれらに合致する人材であり、社会からの需要は大きい。

学生は国際的視野を広げており、特に本 JD プログラムで学ぶ学生は海外の企業ないしは研究機関を希望することが期待できる。ウーロンゴン大学は留学生も多く、国際的な進路指導を進めている。ウーロンゴン大学との協力関係において海外への求職についても指導することが可能である。

また、ウーロンゴン大学で入学手続を行った学生は、本学での 1 年間の研究指導を受ける中で、中京地域でのインターンシップを通して、中京地域の企業を将来の就職先の候補に加えることが期待される。中京地域企業においてもすでに多くの留学生が職を得ており、この分野の技術者・研究者は十分な求人を期待できる。

(4) オーストラリアの教員との教育・研究上の目的等の共有方法

本専攻の教育・研究上の目的等については、協定締結に向けたウーロンゴン大学との協議の中で共有がなされている。また、JD プログラム開設後の教育・研究上の目的等については連絡協議会（詳細は後述「14. (1) 連絡協議会」）において共有を図っていくこととする。

また、個々の学生の指導方針は、遠隔会議システムを使って議論しつつ両大学の指導教員の間で共有する。さらに、両指導教員は学生の能力向上の過程について、両国の指導教員がルーブリックによる共通の基準で評価し、遠隔会議システムや電子メールで擦り合わせを行い、共通認識化するとともに、課題の追加等を協議する。

3. 専攻の名称及び学位の名称

専攻の名称及び学位の名称については、いずれも協定書において明記されており、ウーロンゴン大学との間において合意ができています。

(1) 専攻の名称

専攻の名称は、本学とウーロンゴン大学の連携により遂行される情報学系の大学院教育課程の実態を表す名称として、名古屋工業大学・ウーロンゴン大学国際連携情報学専攻とする。英文名称は、協定書に記載のとおり「Nagoya Institute of Technology and University of Wollongong Joint Degree Doctoral Program in Informatics」とする。

情報学系の教育課程を表す英文名称の例としては、アイオワ大学では Graduate Program

in Informatics, カリフォルニア大学アーバイン校では The M.S. program in informatics, 京都大学では International Doctoral Program in Informatics が用いられており, 国際通用性のある名称といえる。

また, ウーロンゴン大学は, 前述のとおりドイツ FAU との間で修士課程の連携大学院 (Global Double-Degree Master's program) を設置していることから, 修士課程と博士課程の区別を図るため, 英文名称には, Doctoral と明記している。

(2) 学位の名称

授与される学位の名称は, 博士 (学術) とする。英文名称は, 協定書に記載のとおり「Doctor of Philosophy」とする。英文名称については, 専攻領域における高度な学識と研究能力を有することを証明する学位の名称として国際的に広く用いられており, 国際的通用性がある名称といえる。

本専攻で授与される学位記は, 国際連携専攻であることを踏まえ, 両大学が単一の学位記を発行し, 入学手続を行った大学から手交される。【資料 2 : 学位記様式】

(3) 連携外国大学における同等の学位の授与実績

ウーロンゴン大学は, 設置主体であるニューサウスウェールズ州議会が決めた法令である University of Wollongong Act 1989 の第 2 編・第 6 節の (2)(e) 及び University of Wollongong By-law 2005 第 7 編の 26(1) により, 学位の授与権が認められており, これを根拠として大学の通則である GENERAL COURSE RULES 第 13 章において大学が博士の学位を授与することを定めている【資料 3 : University of Wollongong Act 1989 (抜粋)・University of Wollongong By-law 2005 (抜粋), 資料 4 : GENERAL COURSE RULES (抜粋)】。

本専攻のウーロンゴン大学側の母体である, School of Computing and Information Technology は, ウーロンゴン大学の Faculty of Engineering and Information Sciences の一部となっている。この Faculty of Engineering and Information Sciences は, 直近 4 年間 (2013 年 - 2016 年) に, 「Doctor of Philosophy」の学位を, 94 名 (2013 年), 92 名 (2014 年), 108 名 (2015 年), 98 名 (2016 年) に授与した実績がある。

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) カリキュラム・ポリシー

本学は, 国際社会の中で様々な人々・分野と協働し, 持続的未來社会への責任を自覚し, 実践の中で革新的な学術と技術を創造する能力を有する実践的工学エリートとして活躍する人材を育成することをその使命としている。ウーロンゴン大学においても, 社会を変革するための教育をその基本としている。次のカリキュラム・ポリシーの策定に当たり, その内容について本学とウーロンゴン大学との協議の中で合意を得ている。

本専攻は技術革新への使命感，倫理観等の基本的態度及び情報学分野の専門知識と研究遂行能力を前提とし，その上で超スマート社会に資する研究に取り組み，未来社会をつくりだす人材を育成する。そのため，次の3項目を基本ポリシー（カリキュラム・ポリシー）とする。

- ① 国際社会の課題を技術的側面から理解し，産業社会の将来像を展望できる能力を身につけさせること。
- ② 情報学分野での深い専門知識と超スマート社会実現に向けた技術に関する幅広い関心・洞察力を身につけさせること。
- ③ 高い独創性と強い研究推進能力によってイノベーションを牽引する能力を身につけさせること。

（２）教育課程の期間

本専攻の教育課程期間は，3年を標準とし，在学期間中の1年間（2年次の1年間）相手側大学に滞在する。

（３）教育課程の考え方 ―共同創造セミナーを中心とする教育の枠組み

上記カリキュラム・ポリシーに沿って，以下のとおり両大学の強みを発揮しながら，学生一人ひとりの研究の独自性や研究進捗状況に柔軟に対応できる教育課程とする。カリキュラム・ポリシーの3項目を教育するための指導計画を指導教員が組み指導する。ここでの指導計画は具体的には学生に課す課題内容の策定であり，学生はその課題を行い，その結果を2人の指導教員を含む専攻の教員等に対して発表し，議論によってその理解を深める。地理的に離れた2大学の指導教員が共同で指導するため，学生の進捗と指導計画を共有し，予め設定したスケジュールに従ったセミナーとして実施するものとする。このセミナーを共同創造セミナーと呼称し，研究指導の一環として実施する。共同創造セミナーは遠隔会議システムにより両大学同時に実施し，1年目から3年目の修了まで各年次で年間6回開催する（表2参照）。

指導の結果として求める能力に関する達成度をルーブリックによって評価し，カリキュラム・ポリシーが定める教育が与えられたこと，その結果ディプロマ・ポリシーが定める能力を身につけたことを確認する。不十分な場合は指導計画の修正を行う【資料5：共同創造セミナーを用いた学生指導】。

指導教員は学生が自身で計画する研究計画の内容に鑑み，一人ひとりに応じた指導計画を作成する。この指導計画を，学生の研究進捗と達成度評価の結果に基づいて学生が必要とする能力を身につけるよう修正する。指導計画は直接的には両大学の指導教員と関連する教員が遠隔会議システムを用いて参加する共同創造セミナーにおいて反映させる。共同創造セミナーは指導計画に従って，その回で指導すべき項目に応じた課題を学生に課し，学

生は求められたテーマで発表を行い、指導教員を始めとする参加者の質問に答えることが求められる。共同創造セミナーを用いた学生一人ひとりに応じた指導計画によって確実に能力の達成を可能とする教育方法が本教育課程の最大の特徴である。

なお、研究指導、共同創造セミナー等において使用する言語は、国際通用性のある英語とする。

学習期間を通じてディプロマ・ポリシーに挙げた能力を涵養するため、ルーブリックによって学生が学習する能力の観点と、求めるレベルを示す（表1参照）。ディプロマ・ポリシーの3項目に対応して国際的俯瞰力、専門的洞察力、及び独創的研究推進力を置き、それらに2項目、4項目、2項目の観点を評価項目に置く。各観点に関する達成レベルを5段階で判断する【資料6：達成度評価ルーブリック】。

ルーブリックに定めた観点（A～F）を学習するため、次の項目を指導に含めるものとする。

- ① 研究成果の産業や生活の中での活用、その結果の効果及び影響に関する指導（主に観点Aに関わる指導）。
- ② 研究成果を普及し、国際的かつ広範囲の分野・領域で説明し、意見を聞くことに関する指導（主に観点Bに関わる指導）。
- ③ 情報学に関する原理、システム設計、分析方法等、情報学分野の専門知識を用いた研究に関する指導（主に観点Cに関わる指導）。
- ④ 研究成果の実現可能性、普及可能性、持続的・社会的への貢献に関する指導（主に観点Dに関わる指導）。
- ⑤ コンピュータシヨナル・シンキング、デザイン・シンキング等、創造的思考法に関する汎用的能力を涵養するための指導（主に観点E及びFに関わる指導）。
- ⑥ 研究成果を専門領域の観点だけでなく、多面的・俯瞰的に検討することに関する指導（観点全般に関わる指導）。

また、観点G及びHは指導全体を通じて涵養する。

指導教員は上記の指導を与えるため、指導計画を策定し、進捗及び達成度に応じて見直す。共同創造セミナーの実施として指導計画を策定した例を表2に示す。表2の備考に関わる指導のスケジュールについては「(4) 入学から論文審査までのスケジュール」で述べる。

表 1. 本専攻においてルーブリックによって評価する観点とその達成レベル

	観 点	観点の説明
国際的俯瞰力＝国際的技術者としての理解・責任	A. 技術者としての責任感・倫理感	工学の社会変革の力を自覚し，工学倫理及び研究者倫理を背景として技術が社会に与える影響を多面的に評価する能力。
	B. 産業社会・国際社会への展望	国際社会の状況，産業構造の課題を俯瞰的に把握し，歴史的・人類学的視点から工学が及ぼす分野や社会システムへの影響や貢献について考察する能力。
専門的洞察力＝超スマート社会実現のための専門力・洞察力	C. 情報学分野の専門力	人工知能等の専門分野の知識とこれを課題解決に活用する能力。関連する諸分野の知識を総合する能力
	D. 社会実装力	発想したアイデアをシステムとして構築し，社会や人々の生活への変革に寄与する形で実装する能力。
	E. コンピュータショナル・シンキング力	問題を数学的に整理し，アイデアの抽象化及びアルゴリズム表現によって実行可能な形式で考察する能力。
	F. デザイン・シンキング力	現実の複雑な問題に対して，状況の注意深い観察と，創造的・多面的試行によって解決法を構築する能力。
独創的研究推進力＝イノベーションを牽引する独創性・研究推進力	G. 挑戦的研究力	従来にない分野や取組の中に重要課題を発見し，粘り強く研究に取り組み，やり遂げる能力。新規に独自の方法を作り出す挑戦力・行動力。
	H. 主体的研究推進力	研究課題に対して主体的に他の人々や活動に関わりをもち，多面的視点から取り組み，新たな課題，アプローチ，評価法，価値を作り出す能力。

各観点を次のレベル 1 ～レベル 5 で評価する。

- ① レベル 1＝一定の基礎があるレベル。
- ② レベル 2＝研究遂行が可能なレベル。
- ③ レベル 3＝独自の研究課題を展開できるレベル。
- ④ レベル 4＝超スマート社会へのイノベーションに資するレベル。
- ⑤ レベル 5＝超スマート社会へのイノベーションをリードするレベル。

学生は入学時にレベル 1 の能力が求められ，1 年修了時，2 年修了時，課程修了時においてそれぞれレベル 2，レベル 3，レベル 4 以上の能力が求められる。

表 2. 指導計画に基づく共同創造セミナーの実施計画（例）

年次	回	セミナー のテーマ	指導 項目※	指導のポイント	備 考
1 年	1	3年間の研究計画	全般	研究計画の妥当性（目的、方法、実施計画、新規性等）	
	2	研究分野の従来研究	③	専門知識の十分性、情報学分野のスキルの確認	
	3	計画・進捗に関するディスカッション	全般	異なる視点、多様な価値観からの理解	
	4	研究の社会的・産業的視点の議論	①②	提案技術に関する社会的責任・倫理	企業研究者の参加
	5	最終的な研究計画プロポーザル	全般 特に④	研究計画の妥当性、研究推進能力、特に実施可能性、成果の展望	UOW の研究計画審査に対応。副指導教員全員の参加
	6	研究計画の補足	全般	指摘事項の理解、研究計画の適切な修正等	
2 年	1	研究進捗と2年次の研究プロポーザル	全般	研究進捗進度、推進能力、現状の計画の妥当性、主体性	キャンパスを移動
	2	進捗・結果の評価・ディスカッション	③⑤	問題の捉え方、モデル化	複数の副指導教員の参加
	3	視点 W における研究の議論	②④⑥	異なる視点、価値観の理解、研究の俯瞰的能力	視点 W は状況に拠る。例：産業、普及性の視点。
	4	視点 X における研究の議論	③④	異なる視点、価値観の理解、研究の俯瞰的能力	視点 X は状況に拠る。例：セキュリティ。
	5	研究の中間評価（中間発表）	全般	自身の研究の位置づけ、レベルの自己認識、多面的評価	中間評価審査
	6	研究中間発表の補足	全般	指摘事項の理解、研究計画の適切な修正等	
3 年	1	研究進捗と3年次の研究プロポーザル	全般	研究進捗進度、推進能力、現状の計画の妥当性、主体性	キャンパスを移動
	2	進捗・結果の評価・ディスカッション	全般 特に⑥	結果の評価・解釈、価値創造の視点	複数の副指導教員の参加
	3	視点 Y における研究の議論	②⑥	異なる視点、価値観の理解、研究の俯瞰的能力	視点 Y は状況に拠る。例：社会システム、経済。
	4	視点 Z における研究の議論	②⑤	異なる視点、価値観の理解、研究の俯瞰的能力	視点 Z は状況に拠る。例：数理モデル。
	5	研究の予備審査	全般	自身の研究の位置づけ、レベルの自己認識、多面的評価	学位論文予備審査
	6	研究の最終審査	全般	自身の研究の位置づけ、レベルの自己認識、多面的評価	最終諮問

※指導項目は 9 ページで述べた①～⑥。

(4) 入学から論文審査までのスケジュール

(ア) 出願前の指導

学生募集要項の中に教員の主要テーマを掲載し、専攻に入学した場合に研究可能な研究内容を公表する。志願者が学習履歴及び研究上の希望と各教員の研究内容が合っているか等について、出願前に専攻において相談に応じる。志願者には、入学時に研究計画を提出することを周知する。入学時の研究計画には①研究課題と研究目的、②課題による利点、③研究する技術内容の概要、④関連する従来研究、を含めるものとする。

相談時に志願者の希望と本専攻で研究可能な研究内容が合っていないと判断した場合には、志願者の意向を確認の上、研究内容の修正又は他専攻への志願変更を指導する。

本専攻は両大学からそれぞれ1名ずつの指導教員を選択し、2名の指導教員の研究内容にまたがって広い観点で研究を行うことが求められることを志願者に周知する。

両大学の指導教員は連携して学習・研究計画の作成から博士論文作成に至るまでの責任を負う。また、指導教員に加え、学生の研究計画に応じて本専攻を構成する両大学の教員のうちから副指導教員を選任し、補完的に指導に携わる体制とする。

(イ) 入学後の履修及び研究指導

学生には、入学後、3年間の共同創造セミナーを通じた指導やルーブリックによる達成度評価、各年次の研究計画の提出、必要な審査、博士論文審査について、オリエンテーションを行う。

また、学生が入学時に提出した研究計画に記載した前述の①～④の項目に加え、研究内容に応じて指導教員が追加項目を定める。指導教員は、学生に研究計画を共同創造セミナーで発表させ、詳細かつ多面的に検討し、必要な修正等を指導する。

入学後、1年次及び3年次は入学手続を行った大学において当該大学の指導教員の指導を受け、研究を遂行する。2年次の1年間は相手側大学に滞在し、相手側大学の指導教員の指導を受ける。また、異文化との出会いを通じて学生の国際的俯瞰力を深めるとともに、学生の研究内容に応じて相手側大学の強みとする分野を補完することにより研究の深化を図る【資料7：履修スケジュール】。なお、2年次の相手側大学滞在時において計画した研究成果が得られない場合には、研究計画の修正指導を受けるか、又は学生の意思を確認の上で相手側大学での滞在を延長し研究を遂行する（協定書 6.4 により相手側大学での滞在は最長18か月）。

学生には、共同創造セミナー以外においても、遠隔会議システム、電子メール等を用いて入学手続を行った大学又は相手側大学どちらの滞在中でも両大学の指導教員から指導を受けられる体制を整え、継続的かつ多角的な指導を受けられるよう配慮する。

なお、学生は、1年次及び2年次のそれぞれの修了までに、次の審査を受けなければならない

ない。

① 最終研究計画審査（入学後1年目までに実施）

学生は入学時の研究計画に従って、準備的研究を進め、それによって研究計画を詳細化し、入学から1年が経過するまでに最終研究計画審査を受けなければならない。指導教員は学生の進捗を確認し、1年次の第5回目の共同創造セミナーを目処に審査のための発表を学生に課すものとする。この審査においては、ループリックのレベル2以上の能力を有することを併せて確認する。これに合格しない場合は、研究計画の修正と必要な考察を指導するか、又は進路の変更を指導するものとする。

② 研究中間報告審査（2年次修了までに実施）

学生は2年次の研究を進め、研究進捗及び博士論文作成に向けた計画をとりまとめ、研究中間報告審査を2年次の終了までに受けなければならない。指導教員は学生の進捗を確認し、2年次の第5回目の共同創造セミナーを目処に審査のための発表を学生に課すものとする。この審査においては、ループリックのレベル3以上の能力を有することを併せて確認する。これに合格しない場合は、審査結果に基づき設定した期間の経過後に再度審査を課すか、又は進路の変更を指導するものとする。

また、2年次の初め及び3年次の初めにはそこまでの研究進捗と1年間の研究プロポーザルを提出させるものとする。

学生は自身の研究計画に従って研究を進める。2名の指導教員及び副指導教員にアドバイスを求め、また研究進捗についての議論を行う。また、指導教員は学生の専門知識を補うため、文献調査、文献の精読、関連する教員・他専攻の学生を含む議論を行わせる。これらは、共同創造セミナーにおいて指導計画に従って学生に発表をさせ、詳細かつ多面的な検討・議論を行い、必要な修正等を指導する。

学生は、論文審査を受ける前にそれまでの研究進捗の評価を受ける予備審査を受ける必要がある。予備審査においては国際的に高い学術水準（インパクトファクター1.0以上を想定）の学術誌若しくはジャーナルに研究成果が発表されていることを示すものとする。

（5）学修の評価及び報告・管理

入学手続を行った大学の指導教員は学生ごとに指導計画案を提示し、相手側大学指導教員及び副指導教員とともにこれを確定させ、学生に示すものとする。指導教員は指導計画に従って共同創造セミナーにおける課題を学生に課し、また、各回のセミナー参加者を決定する。セミナー参加者は2名の指導教員の他、そのテーマの議論に必要な副指導教員が参加し、学生の研究内容に応じて関連する他専攻の教員や研究者が参加するものとする。そこでの学生の発表と質問への応答等を元に、指導教員はループリック評価を行い、その結果を2名の指導教員、副指導教員、学生と共有する。

指導教員は指導計画に従った指導の経過をループリック評価とともに年次毎の研究指導

報告書として作成し、本学学長又はウーロンゴン大学情報科学・工学部長に報告するものとする。

指導教員は、2名の指導教員等が共有できるよう、学生に研究日誌をオンライン形式で記すことを求めるものとする。

（6）修了要件

本専攻の修了要件は、相手側大学での1年の在学を含み3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することである。

本専攻の博士論文を国際的に高い学術水準（インパクトファクター1.0以上を想定）の学術誌若しくはジャーナルに印刷公表するものとする。博士論文の審査を求める学生は、学術誌等への掲載状況又は掲載計画を示さなければならない。

なお、本学の博士後期課程修了要件は、3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することである。

また、オーストラリアの修了要件は、各大学の責任として一任されている。ウーロンゴン大学の博士課程（Ph.D コース）はコースワーク設定がなく論文作成のみとなっており、その修了要件は、学生の博士論文が、ウーロンゴン大学の **General Course Rules** の論文審査の章の 49 に規定された要素（独創的研究、専門分野における知的貢献等）を満たしており、論文審査に合格することである【資料8：ウーロンゴン大学博士課程の修了要件】。

（7）学位論文審査、学位授与

学位審査の体制として、合同学位審査委員会（以下「審査委員会」という。）を組織する。審査委員会は、両大学の指導教員2名に入学手続を行った大学の教員1名（論文の専門分野に関連する研究を行っており、豊富な教育・研究実績を有する者）を含む3名に加え、日本及びオーストラリアの2か国の大学又は研究機関の教員等に外部審査員を委嘱し、合計5名以上により構成する。主査は入学手続を行った大学の指導教員以外の審査員が就任する。なお、外部審査員は本専攻の対象とする研究分野の専門知識を有し、豊富な教育・研究実績を有する者とする。これら複数の審査員による審査により、学位審査の厳格性を担保する。これらの審査員から構成される審査委員会は連絡協議会において承認を受けた後に、両大学の教授会等の権限ある機関において承認を受けることで、審査員の妥当性及び専門性が確認される。

審査委員会は、遠隔会議システムを用いて実施し、両国の審査員が同時に審査に参加する。学生は審査委員会において論文発表を行うとともに、口頭試問、最終試験を受ける。論文の可否は、論文内容の独創性、有用性、考察の妥当性、併せて国際的な卓越性の観点から判断される。独創性は、研究が従来研究の延長や応用ではなく、新たな方法の開発や独自の視点によって議論されていることを求める。有用性はその技術の最終的な利用者が明確になっており、その利用者の視点で有用性が検討されていることを求める。考察の妥当性はデータ

等による方法の正しさ及び有用性の確証，並びに学術的議論がなされていることを求める。また，国際的卓越性は当該分野の国際的学術誌又は国際会議においてその成果を公表していることによって認める。

博士論文審査に合格した学生は，連絡協議会，併せて両大学の教授会等の権限ある機関における承認をもって，学位授与が認められる。

（８）履修モデル

３年間を標準学修年限とし，１年次：専門的洞察力を深める年（"Year for deepening expertized insights"），２年次：国際的俯瞰力を深める年（"Year for deepening international perspectives"），３年次：研究をまとめ博士論文を完成させる年（"Year for finalizing research activities and completing the PhD thesis"）と位置づける。１年次は，入学手続を行った大学にて研究を進め，専門的知識を学ぶことで専門的洞察力を深める。２年次は相手側大学にて研究を進め，国際的俯瞰力を深める。３年次は入学手続を行った大学に戻り，研究をまとめ博士論文を完成させる。

以下に，２つの履修モデルを示す【資料９：履修モデル】。これらは例であり，これらに限るものではない。

（ア）人工知能技術によってものづくり産業に新サービスを展開する研究力を修得することを目指し名古屋工業大学で入学手続を行った学生の場合

指導の狙い：具体的なサービスの構築を中心とした研究計画を立てさせ，ソーシャル・コンピューティング，セキュリティ，IoTの観点から展開させる。国際ワークショップや企業との交流に積極的に参加させ，幅広い観点から研究を進めさせる。

第１年次は名古屋工業大学で研究計画に従ってマルチエージェント・システム技術等によるサービスのモデル化及び実装手法等を研究させる。自身の構想であるサービスのモデル化，実装，実際にサービスを展開するための関係組織の調整等，専門知識と研究推進の能力を見る。その上で，研究の社会的貢献や影響等，倫理面や産業面からの考察を共同創造セミナーにおいて課す。これらを通じて，最終研究計画をまとめ，審査を受けさせる。

第２年次はウーロンゴン大学において，年次研究プロポーザルを提出させ，セミナーにおいて検討させる。特に，セキュリティ，IoTの観点から社会実装についての研究を深めることが期待される。これと同時に，キャンパスを移ることで異なる研究環境，周囲の研究者に触れ国際的俯瞰力を深める。専門的知識の獲得やオーストラリアの企業・研究者との交流を通じ創造的研究推進力を習得させる。２年次修了までに，この２年間の研究成果と最終年度までの研究計画をまとめ，研究中間報告審査を受けさせる。

第３年次は名古屋工業大学に戻り，研究をまとめさせる。新領域開拓力を含む高い目標を目指して，年次研究プロポーザルを立案させる。研究成果を情報学的側面だけでなく，持続的社会構築の側面や経済学及び社会学的側面からも議論が求められる。これらの議論を共

同創造セミナーにおいて課す。全く新しい社会システムやそのパラダイムを創出し社会的インパクトの強い研究の遂行が期待される。3年間の研究成果を博士論文に仕上げさせ、予備審査及び本審査として共同創造セミナーにおいて発表及び口頭試問を実施する。

日本及びオーストラリア滞在を通じて、幅広い技術者、研究者との交流を意識させ、企業等においてイノベーションをリードする職を得ることが期待できる。

(イ) 新規事業展開を目指しウーロンゴン大学で入学手続を行った学生の場合

指導の狙い：第1年次においてウーロンゴン大学においてサービス工学、モデル化技術を学び、関連する専門性を高めさせる。第2年次は名古屋工業大学においてソーシャル・コンピューティング、データサイエンス、デザインの観点から発展させると同時に、企業との共同研究を通じて経営感覚、産業からの視点を学ばせ、3年次はこれらを統合した論文をまとめさせ、優れた研究力とともに起業家としての感覚を備えさせる。

1年次は専門的洞察力を深めるため、自身の計画に従い、サービスのモデル化をサービス工学、数理モデリングの観点から深く追求させる。併せて、社会的視点からの考察やセキュリティに関しても共同創造セミナーの課題とする。これらを通じて、最終研究計画をまとめ、審査を受けさせる。

2年次は名古屋工業大学にてソーシャル・コンピューティング、データサイエンスの観点への展開について研究プロポーザルを期待できる。共同創造セミナーではこれらの観点に加えて、産業的観点の課題を課し、中京地域産業界からの研究者・技術者を含めた議論を課し、情報学にとらわれず広く調査し、産学連携の本質としての人の繋がり、物の流通、資金の流れ等について、厚みのある多面的能力を涵養する。

3年次はウーロンゴン大学で指導を受ける。研究の能力を起業家としての研究推進力につなげるよう、新しい価値創造に向けた議論を引き出すセミナーを指導する。3年間の研究成果を博士論文に仕上げさせ、予備審査及び本審査として共同創造セミナーにおいて発表及び口頭試問を実施する。

産業界の感覚と研究力を併せることで、イノベーションをリードする新規事業を開拓する高度な研究力を有する起業家としての活躍が期待される。

(9) 研究倫理審査体制

本学では、「名古屋工業大学研究者倫理に関するガイドライン（平成18年2月10日制定）」により、本学に所属する教員、技術職員、大学院生、学部学生等の研究活動に携わるすべての者が守るべき倫理指針を示すとともに、遺伝子組み換えに関する研究計画、人間を直接の対象とする研究計画及び動物実験等の研究計画については、それぞれ、名古屋工業大学遺伝子組換え実験安全管理規程（平成16年4月1日制定）、名古屋工業大学生命倫理審査委員会規程（平成17年5月13日制定）及び名古屋工業大学動物実験安全管理規程（平成20年2月28日制定）の規定に基づき、事前に申請書を提出し、各審査委員会での審議を経

て承認を得なければ研究を開始できない研究倫理審査体制が整備されている。

ウーロンゴン大学においても同様に、遺伝子技術再調査委員会 (Gene Technology Review Committee)、人間研究倫理委員会 (Human Research Ethics Committee)、動物倫理委員会 (Animal Ethics Committee) が設置されており、各委員会において申請が審議され、承認を得なければ研究を開始できない。

5. 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織編成の考え方

本専攻の教員は、本学から 9 名、ウーロンゴン大学から 9 名の教員で組織する。本学は既存の情報工学専攻から教授 5 名、准教授 4 名を配置し、ウーロンゴン大学は既存の School of Computing and Information Technology から教授相当 3 名、准教授相当 3 名、講師相当 3 名を配置する。

本学からは、1 名の専任教員を除き、母体となる情報工学専攻の専任教員 8 名が本専攻の専任教員を兼務する形であるが、入学定員を 2 名（収容定員は 6 名）としていること、日本とオーストラリアの少ない時差（1 時間）を活かし、教育・研究指導の中心となる共同創造セミナーを遠隔会議システムにより実施し両大学間の移動頻度を減らすことで、教員の負担軽減を図ることとする。

なお、本専攻（学位の分野：工学関係、収容定員 6 名）において大学院設置基準上必要となる専任教員数は、国際連携専攻ごとに置かれる 1 名の教員のほか、研究指導教員 4 名、研究指導補助教員 3 名の 8 名であるが、本学は 9 名（研究指導教員 8 名、研究指導補助教員 1 名）の教員を配置することから必要専任教員数の基準は満たしている。

(2) 教員の専門分野の構成

本専攻では、情報学の中で、人工知能とマルチエージェント・システムを中心的専門分野とし、担当する教員を本学とウーロンゴン大学の双方に配置する。本学にはこれらに加えて基礎理論である数理論理学及びゲーム理論を専門とする教員、またコア技術である人工知能アルゴリズム、マルチエージェント・アルゴリズム、コレクティブ・インテリジェンス、ソーシャル・コンピューティング及びデータサイエンスを専門とする教員を配置する。

一方、ウーロンゴン大学の強みはセキュリティ、IoT、数理モデリング、ソフトウェア工学、サービス工学であり、これらを指導できる教員をウーロンゴン大学に配置する。

(3) 本専攻の長の専任方法

本専攻の専攻長は、本学の教員をもって充てるものとする。本学の規定に従い、専攻長の任期は 1 年とし、再任することができる。なお、それぞれの国で発生した問題等は、専攻長のみならず、双方の大学で協議を行い双方の学長が責任を持って対応する。

(4) 連携外国大学との調整を行う専任教員

連携外国大学であるウーロンゴン大学との調整等を専門に行う本専攻所属の専任教員を1名配置する。当該教員は、本専攻を組織するウーロンゴン大学の教員と長年にわたる共同研究の実績、研究室所属学生の交流派遣等の実績を有している。また、共同研究実施のためウーロンゴン大学へ頻繁に訪問しており、同地の生活、文化に慣れ親しんでおり、本学及びウーロンゴン大学双方の教育方法等にも精通していることから調整者として適任である。調整にあたっては、ウーロンゴン大学の教職員や学生とのコミュニケーションが円滑に図れるよう、英語能力を有する事務職員が配置された国際企画室及び留学生支援室が学生の履修、生活支援、ウーロンゴン大学との連絡調整等を適宜サポートすることとし、自らの教育研究活動の遂行のほか、調整等を専念して行える体制を整える。

6. 施設、設備等の整備計画

本専攻においては、本学及びウーロンゴン大学のそれぞれの既存の施設、設備等を共同利用する。

(1) 校地等の整備計画

本学においては、本専攻を組織する専任教員の教育・研究拠点が御器所キャンパスであることから、御器所キャンパスの施設・設備を共同利用するものとする。工学部の各学科・課程や工学研究科の他専攻と当該施設・設備を共用することになるが、本専攻の収容定員数(6名)を鑑みると、既設の学科・課程及び専攻の教育・研究の実施に支障を及ぼすことはないとする。なお、御器所キャンパスには、本専攻に関する教育・研究棟の他、プレゼンテーションや講演会に用いるホール、附属図書館等の附属施設を有しており、本専攻で実施する教育・研究に必要な施設・設備が備わっている。

ウーロンゴン大学においては、本専攻を組織する専任教員の教育・研究の拠点がウーロンゴンキャンパスであることを踏まえ、当該キャンパスの施設・設備を共同利用するものとする。本専攻で主に利用する教育・研究棟は、情報学棟であり、本専攻における教育・研究に必要な施設・設備が備わっている。

(2) 校舎等施設の整備計画

前述のとおり、名古屋工業大学御器所キャンパス及びウーロンゴン大学ウーロンゴンキャンパスの施設・設備を共同利用する。

セミナー等の形式やそれぞれの内容に応じて、各大学の既存の施設・設備を共同利用することにより、本専攻に係る大学院教育及び研究に必要な環境が整備され、より充実した教育・研究を実施することができ、本専攻の教育・研究のさらなる進展が期待できる。

また、研究スペースには、電気、水道、ガス、空調、情報コンセント等の設備を整えてお

り、大学院教育及び研究に必要な機能は備えている。

(3) 図書館の整備計画

本学の図書館は、主に図書・学術雑誌を収集・提供しており、現在約 47 万冊の図書と約 13,000 種の学術雑誌の所蔵に加え、約 19,500 タイトルの電子ブックと約 7,500 タイトルの電子ジャーナルを提供している。図書館の規模は、延床面積 5,595 m²、閲覧座席 472 席である。館内には、閲覧室に加え、学生が自習に使用できる研究ブースやグループでの学習、打合せ等に使用できるセミナー室等を設け、多様な学習形態に対応している。開館時間は、平日 8 時 45 分から 21 時 45 分まで、土日祝日 8 時 45 分から 16 時 45 分までとなっている。また、夏休み等の学生休暇中の開館時間は、平日 8 時 45 分から 16 時 45 分までであり、土日祝日は休館となっている。

ウーロンゴン大学の図書館（本専攻が置かれるウーロンゴンキャンパスに位置するメイン図書館）は、約 54 万冊を超える書籍と約 92,600 タイトルに及ぶ電子ジャーナルを提供している。館内には、閲覧室に加え、グループでの学習に使用できるグループ学習室、大学院生が研究のために使用できる大学院生用スペース等が設けられ、多様な学習形態に対応している。開館時間は、平日 8 時から 22 時まで、土日 10 時から 20 時までとなっており、祝日は休館となっている。また、夏季期間の開館時間は、平日 8 時 30 分から 18 時まで、土日 10 時から 17 時までとなっており、祝日は休館となっている。

7. 既設の専攻との関係

本学では、大学院工学研究科に本専攻を設置し、既設の情報工学専攻と連携ができる体制を構築する。

ウーロンゴン大学では、Faculty of Engineering and Information Sciences に本専攻を設置し、既設の School of Computing and Information Technology と連携できる体制を構築する。

8. 入学者選抜の概要

(1) 学生受入れに関する考え方

本専攻においては、情報学分野における高度な専門性と研究遂行能力、そして異なる文化や多様な価値を理解できる国際感覚を備え、幅広い視野から国際社会が直面する諸課題を発見し、その課題に対する創造的・独創的な解決策を提案できる人材を養成することを教育理念としている。

そのために、当該理念に相応しい学生を希望し、選抜する。具体的には以下のような学生を求める。

＜選抜する学生像＞

本専攻の教育理念に従った人材を育成するため次のような学生を広く国内外から受け入れる。大学院博士後期課程で学ぶ学生は修士の能力と工学の専門知識、技術革新への使命感

をもち、本専攻の理念をよく理解し、情報技術の使命を果たす意欲を持つものである。

- ① 修士課程を修了するか、あるいはこれと同等の能力をもつ人
- ② 志望する専門分野についての高度な専門知識とこれを活用して問題解決をする能力、新規で有用な研究を遂行する能力をもつ人
- ③ 英語等によって学術論文を読解・叙述し、他者との専門的議論をすることのできるコミュニケーション力をもつ人
- ④ 高度な情報技術を基に、国際的な舞台において新たな社会の創造を先導することに強い意欲をもつ人

なお、本専攻の入学定員は2名であり、日本、オーストラリアにそれぞれ1名程度を選抜する予定である。

（２）入学者選抜の概要

前述の学生像に合致し、かつ、それを求める学生を確保するため、両大学による厳格な選抜方法により、入学者を受け入れることとする。合格判定については、両大学所属の教員で構成される後述の連絡協議会において入学審査を実施し、合議により判定する。

（ア）入学資格

本専攻の入学資格は、本学の入学資格を満たすとともにウーロンゴン大学の入学資格を満たす必要がある。本専攻の志望者は、本学又はウーロンゴン大学へ出願する。出願を受けた大学は、当該大学の入学資格に合致するかを確認し、その後、入学志望者の情報を相手側大学に送り相手側大学の入学資格にも合致することを確認する。両大学の入学資格は次のとおりである。

【名古屋工業大学大学院工学研究科】

博士後期課程に入学することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ① 修士の学位又は専門職学位(学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
- ② 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ④ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ⑤ 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連

合総会 決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

- ⑥ 外国の学校、文部科学大臣の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- ⑦ 文部科学大臣の指定した者
- ⑧ 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

【ウーロンゴン大学】

ウーロンゴン大学の入学資格については、設置主体であるニューサウスウェールズ州政府の制定する法令【資料 3 : University of Wollongong By-law2005 (抜粋)】の第 7 章の 27 で「学生の入学基準及び入学条件は、評議会の制定する規則に定めるところによる」と規定されており、この規定に基づきウーロンゴン大学の入学規則に博士課程への入学資格を以下のとおり定めている【資料 10 : Admissions Rules (抜粋)】。

- ① オーストラリア資格枠組 (Australian Qualification Framework: AQF) レベル 9 の資格である修士の学位を取得している者【資料 11 : レベル別 AQF 資格タイプと概要】
- ② 上記資格と同等であると認定された国内又は国外の高等教育機関の資格を取得している者
 - ・上記の条件に加え、ウーロンゴン大学が定める英語能力 (IELTS の各分野で 6.0, 全体として IELTS アカデミックモジュール 6.5 以上) を有する者

(イ) 選抜方法・選抜時期

入学者選抜は、入学時期 (ウーロンゴン大学は 3 月、本学は 4 月) に先立ち、両大学所属の教員で構成される連絡協議会において実施する。本専攻を志望する学生は、本学又はウーロンゴン大学に出願し、出願先大学の試験方法・基準によりまず選抜される。本学での選抜は出願書類審査及び口述試験により実施される。ウーロンゴン大学では試験はなく出願書類審査により上記入学資格を満たすことを確認する。その後、各大学から選抜された候補者に対して連絡協議会において合否判定を行う。連絡協議会は、遠隔会議システム等を利用して行うことも可能とする。

(3) 入試運営体制

入試運営は、両大学の責任のもと実施し、選考時には連絡協議会において合否判定を行う。当該合否判定を受け、それぞれの大学の教授会等において最終的な判定を行い、志願先大学において、合格者に対し、入学許可認定及び入学手続を行う。

（４）周知方法

本専攻の教育・研究内容，取得学位，修了要件，研究指導方法，学年暦等については，募集要項，パンフレット，ホームページ等を用いて両大学において十分な情報を入学希望者に対して周知する。

（５）修業年限及び学籍の取り扱い

標準修業年限は，本学又はウーロンゴン大学で入学手続を行った学生のいずれも３年間であり，また６年を超えて在学することはできない。本学で入学手続を行った学生については，学年は４月１日に始まり翌年３月３１日に終わり，同期間においてウーロンゴン大学の学籍も有する。ウーロンゴン大学で入学手続を行った学生については，学年は３月１日に始まり翌年２月２８日に終わり，同時期において本学の学籍も有する。

９．管理運営

（１）学内の管理運営体制

本学では，教育研究活動に係る重要事項の審議は法人の置かれる教育研究評議会と大学に置かれる教授会の双方で行っている。

教育研究評議会は，①教育研究に関する中期目標・中期計画・年度計画に係る事項，②教員人事に関する事項，③教育課程の編成に関する方針に係る事項，④学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言，指導その他の援助に関する事項，⑤学生の入学，卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項，⑥教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項等，本学の教育研究に関する重要事項を審議している。

教授会（構成員：学長，副学長，教授及び准教授）は，教学面の管理運営に関する事項として，①学生の入学，卒業及び課程の修了に関する事項，②学位の授与に関する事項，③学生の懲戒に関する事項，④その他の教育・研究に関する事項を審議し，これらの事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べることとしている。なお，教授会には，教授会の運営を円滑に行うため，学長，副学長，専攻長，その他の教育・研究組織の長等で構成された代議員会を置き，上記事項の審議を代議員会に委ね，代議委員会の議決をもって教授会の議決とできることとしている。また，教育研究評議会，教授会，代議員会のほか，教育課程の編成，学生の修学，生活指導，入学者選抜等の教学関係の事項を審議する委員会として，教育企画院，教務学生委員会及び入試委員会を設置し，教学面の適正な管理運営を実施している。

本専攻において連携外国大学との間で設置される連絡協議会で協議された教学面に関する事項についても，必要に応じて前述の教授会等において審議されることとなる。

（２）事務組織

事務組織はそれぞれの大学に置き、後述の連絡協議会の庶務を担当するなど相手側大学であるウーロンゴン大学と連携し、双方の大学間で緊密な連絡を取り、調整しながら本専攻に係る事務を担当する。本専攻における学生は両大学に籍を置くことから、両大学の事務職員は連携し、本専攻の履修申請、学位授与審査申請、奨学金申請等に関する事項をサポートする等、本専攻の円滑な運営に努める。本学では、学務系、学生生活系の事務を担当する学生センターの事務職員が中心となって担当する。また、連携外国大学の教職員や学生とのコミュニケーションが円滑に図れるよう、英語能力を有する事務職員が配置された国際企画室及び留学生支援室が適宜サポートを行う体制とする。

ウーロンゴン大学の事務は、管理、財務、学術、国際戦略、研究革新の各部門の責任者の下に、学生支援、人事、法務、財務、施設管理、学務、国際教育連携、研究革新等の部署が置かれており、各部署の事務担当者が連携し、本プログラムの実施を支援する。

１０．自己点検・評価

（１）全学的実施体制

本学では、「全学評価室」を設置し、同室が中心となり、大学独自の自己点検・評価、第三者評価である認証評価や国立大学法人評価に対応するため、教育・研究活動等の自己点検・評価を実施している。評価は、年度計画等の評価対象についてまず各担当部局が点検評価し、その結果を全学評価室において検証・総括するという方法で実施している。

評価の結果は、評価報告書として取りまとめ、認証評価機関や法人評価委員会に報告するとともに、全学評価室における検証において課題が判明した事項については担当部局に対して提言を行い、各部局においては当該提言を踏まえた業務の改善を図っている。

なお、これらの評価結果等については、大学のホームページで公開している。

○評価に関する情報 <http://www.nitech.ac.jp/release/hyoka.html>

（２）本専攻に係る教育・研究活動の状況に関する評価

本専攻では、プログラムの質保証を行うため、ウーロンゴン大学と共同して運営する連絡協議会において年次評価を行い、プログラムの進捗状況や課題を確認する。この年次評価を基に、本専攻の完成年度（３年）経過後には、外部有識者を含めた構成員による外部評価を受審し、評価結果をホームページで公表する。

１１．情報の公表

本学は、公的教育・研究機関として社会への説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、ホームページや広報誌等を通じて、教育・研究活動、産学連携活動、社会貢献活動の状況を積極的に公表している。

また、ウーロンゴン大学においても、本学同様にホームページにて積極的に情報を発信している。

なお、本プログラムを開設した場合には、速やかにその内容に関する情報をホームページ等を通じて公表することとしている。

(1) 名古屋工業大学

①大学ホームページアドレス <http://www.nitech.ac.jp/>

②学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく教育・研究活動等の状況の公表

(下記アドレスにて一括して閲覧可能)

<http://www.nitech.ac.jp/release/index.html>

トップ>情報公開・提供>教育情報の公表

ア 大学の教育研究上の目的に関すること

この項目では、大学の目的・使命、大学院の目的、各学科の教育目標、各専攻の教育目標等について公表している。

イ 教育研究上の基本組織に関すること

この項目では、各学科の概要、各専攻の概要、各教育研究センターの概要等について公表している。

ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

この項目では、教員組織、専任教員数確保状況（設置基準上の必要教員数、職位別担当教員数）、役員・教員数（職位別、年齢別、男女別）及び教員の保有学位、専門分野、業績等について公表している。

エ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

この項目では、工学部及び工学研究科のアドミッションポリシー、入学・収容定員数、在学生数、入学者選抜状況、進路状況、就職状況等について公表している。

オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

この項目では、工学部及び工学研究科のカリキュラム区分、カリキュラムフロー、シラバスについて公表している。

カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

この項目では、学部及び工学研究科の成績評価、卒業・修了認定基準、取得可能学位について公表している。

キ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

この項目では、土地・建物、課外活動施設、学生食堂、保健センター、附属図書館、自習室、その他の学習環境施設、交通案内について公表している。

ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

この項目では、授業料の額、入学料の額、入学料免除、授業料免除、各種奨学金制度、その他の料金（後援会費等）について公表している。

コ 大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

この項目では、修学支援（オフィスアワー，学習相談室，奨学金制度等），就職・キャリア支援（就職相談，各種セミナー・就職ガイダンスの実施等），学生生活支援（アルバイト紹介，学生寮案内等），心身の健康等に係る支援（一般内科相談，メンタルヘルス相談），ハラスメント相談，留学生支援（日本語教育，異文化交流体験等），障害者支援（バリアフリーマップ）について公表している。

サ その他

- ・学則等各種学内規則

(<http://kisoku.web.nitech.ac.jp/>)

トップ>情報公開・提供>その他の情報>規則集

- ・設置計画履行状況等報告書

(<http://www.nitech.ac.jp/release/setti.html>)

トップ>情報公開・提供>学部・研究科等の設置に関する情報

- ・自己点検・評価報告書，認証評価結果等の評価に関する情報

(<http://www.nitech.ac.jp/release/hyoka.html>)

トップ>情報公開・提供>評価に関する情報

（２）ウーロンゴン大学

- ①大学ホームページアドレス <http://www.uow.edu.au/>

- ②大学の教育研究上の目的に関すること

(<http://www.uow.edu.au/about/strategy/index.html>)

このページでは，大学の計画，目的及び戦略について公表している。

トップページ > About the University > Planning, Purpose & Strategy

- ③教育研究上の基本組織（学部・大学院）に関すること

(<http://www.uow.edu.au/about/faculties/index.html>)

このページでは，各学部・大学院の概要等について公表している。

トップページ > About the University > Faculties

- ④教員組織，教員の研究分野，業績等に関すること

(<http://www.uow.edu.au/about/structure/index.html>)

このページでは，大学の運営体制等について公表している。

トップページ > About the University > Organisational Structure

(<https://scholars.uow.edu.au/people>)

このページでは，教員の研究分野，業績等について公表している。

トップページ > People&Places > Find an Expert

⑤入学者に関する受入れ方針

(<http://www.uow.edu.au/about/policy/students/UOW190886.html>)

このページでは、入学に関するルールについて公表している。

トップページ > About the University > Policy Directory > Students > Admissions Rules

⑥教育課程，プログラム等に関すること

(<http://www.uow.edu.au/future/postgrad/index.html>)

このページでは大学院の教育課程，プログラム等について公表している。

トップページ > Future Students > Postgraduate Courses and Degrees

⑦校地，校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

(<http://www.uow.edu.au/about/locations/index.html>)

このページでは、キャンパスについて公表している。

トップページ > About the University > Our Locations

(http://www.library.uow.edu.au/index.html?ssSourceSiteId=UOW_Main)

このページでは、大学図書館について公表している。

トップページ > Library

⑧大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

(<http://www.uow.edu.au/services/index.html>)

このページでは、修学，学生生活等に関する各種支援情報について公表している。

トップページ > Services & Facilities

1 2. 教育内容の改善等を図るための組織的な研修等

本学では、入学から学修，卒業・修了及び就職に至るまでを総合的にとらえた連続性を持った取組を継続的に推進するための組織として、工学教育総合センターを設置している。また、同センターには、本学の工学教育全般に関する調査，研究及び開発を行い，工学教育の質的向上に資することを目的とする創造教育開発オフィスが置かれている。

創造教育開発オフィスでは、授業技術の向上等をテーマとしたFD研究会の開催や、「学生による授業評価」及び「教員による授業の自己点検・評価」の結果分析と教員へのフィードバック，成績分布，学生の履修態度，講義の理解度等の調査分析に基づくカリキュラムの検証等の取組を行い，教育の質の向上や改善を図っている。

1 3. 連携外国大学について

(1) 国際連携教育課程の制度

ウーロンゴン大学は、オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州により設立された公立大学であり、ニューサウスウェールズ州議会が制定する法令により大学の機能・権限等

が定められている【資料 3 : University of Wollongong Act 1989 (抜粋), University of Wollongong By-law 2005 (抜粋)】。当該法令においては、「大学の機能として学位授与の機能があること」、「大学評議会の定める規程に則り学位授与が行われること」が明記されている。ウーロンゴン大学では、この規定に基づき、海外大学との共同博士学位授与を実施するためのポリシー及びガイドラインが大学評議会において定められていることから、ウーロンゴン大学と JD プログラムを実施することについて制度上も認められている【資料 12 : JOINT DOCTOR OF PHILOSOPHY AGREEMENT POLICY, 資料 13 : JOINT DOCTOR OF PHILOSOPHY DEGREE GUIDELINES】。

(2) 国の質保証制度に基づく評価等

オーストラリアにおける質保証制度に基づく評価等については、高等教育の規制及び質保証に関わる国の機関である「オーストラリア高等教育質・基準機構 (Tertiary Education Quality and Standards Agency : TEQSA) が高等教育機関に係る登録と認証を行っている。オーストラリアにおいて高等教育を提供するためには、TEQSA によって高等教育機関として登録される必要がある。また、高等教育機関のうち TEQSA の審査基準を満たした機関には自己認証権が与えられ、提供する高等教育コースについて TEQSA による定期的な適格認定を受審する代わりに自機関で適格認定を行うことができる。ウーロンゴン大学は TEQSA ウェブサイト内にある高等教育機関の全国登録簿に掲載されており、自己認証権を有することが示されている【資料 14 : TEQSA ウェブページ (高等教育機関全国登録簿)】。

(<http://www.teqsa.gov.au/national-register/provider/prv12062>)

1 4. 協議及び協定について

(1) 連絡協議会

本専攻における教育・研究に関する重要事項等について協議するため、協定書 8.1 に基づき連絡協議会を設置することとしている。構成員は、本専攻に所属する本学及びウーロンゴン大学の教員及び担当事務職員とし、相手側大学との実質的な協議ができる体制とする。本協議会は、年 4 回程度開催することとする。また、遠隔会議システム等を活用することにより、会議運営面での工夫を行う。

なお、本協議会での主な審議事項は、次のとおりである。

- ① 教育課程の編成に関する事項
- ② 教育組織の編成に関する事項
- ③ 入学者の選抜及び学位の授与に関する事項
- ④ 学生の在籍管理及び安全に関する事項
- ⑤ 学生の学修進捗管理に関する事項
- ⑥ 学生の奨学及び厚生補導に関する事項

⑦ 教育・研究活動等の状況の評価に関する事項

(2) 連絡体制

緊急時・災害時の対応のため、本学及びウーロンゴン大学の教員及び担当事務職員の緊急連絡網をあらかじめ整備し、相互間の連絡体制を共有することとする。

突発的な事故等の危機管理や急な病気等の健康管理に対応するため、本専攻の学生が両大学の所在国へ海外渡航する際には、海外旅行保険への加入を義務付ける。

なお、本専攻を終了しようとする場合は、6 か月前までに相手側大学に書面をもって申し出ることにしている。その場合、本専攻に学生が在学している間は本専攻の共同実施を継続するものとし、全学生の修了をもって終了することとしている。

(3) 協定締結者

本学においては、本学の協定締結者である学長が責任ある意思決定者であることは、学校教育法第 92 条の規定により学長が大学の包括的な最終責任者としての職務と権限を有することから明確である。また、相手側大学であるウーロンゴン大学においては、大学の代表者である学長 (Vice-Chancellor & Principal) を協定締結者としており、責任ある意思決定者により協定が締結されている。

(4) 協定書の内容

協定書には、養成すべき人材像、研究指導の方法、教職員の配置、受入学生数、入学者の募集・選抜方法、学位の審査に関する事項等が記載されており、本専攻を設置し運営する上で必要な事項について両大学間で合意を得ている【資料 15：協定書を説明する資料】。

15. 学生への経済的支援に関する取組

本学で入学手続を行った学生に対しては、他の本学学生と同様に、入学料免除及び授業料免除の申請が可能であるとともに、「名古屋工業大学基金」を活用した奨学金を支給する方針である。ウーロンゴン大学では、自大学で入学手続をした学生に対して、ウーロンゴン大学在学中の生活支援として奨学金を支給する方針である。

宿舎については、本学では、現在、大学に隣接した狭間地区に新たに整備している国際学生寮を使用可能とする。オーストラリアでは、ウーロンゴン大学が所有する留学生居住用施設を使用することが可能である。

また、各大学で入学手続を行った学生が相手側大学に滞在する場合には、双方の大学で協議し、当該学生の滞在期間中の居住、生活等について均衡の取れた経済的支援を行うことを予定している。

資 料 目 次

- 資料 1 企業等からの要望書
- 資料 2 学位記様式
- 資料 3 University of Wollongong Act 1989（抜粋）、University of Wollongong By-law 2005（抜粋）
- 資料 4 ウーロンゴン大学 GENERAL COURSE RULES（抜粋）
- 資料 5 共同創造セミナーを用いた学生指導
- 資料 6 国際連携情報学専攻 達成度評価ルーブリック
- 資料 7 国際連携情報学専攻履修スケジュール
- 資料 8 ウーロンゴン大学博士課程の修了要件
- 資料 9 国際連携情報学専攻履修モデル（モデル 1、モデル 2）
- 資料 10 ウーロンゴン大学 ADMISSIONS RULES（抜粋）
- 資料 11 レベル別 AQF 資格タイプと概要
- 資料 12 ウーロンゴン大学 JOINT DOCTOR OF PHILOSOPHY AGREEMENT POLICY
- 資料 13 ウーロンゴン大学 JOINT DOCTOR OF PHILOSOPHY DEGREE GUIDELINES
- 資料 14 TEQSA ウェブページ（高等教育機関全国登録簿）
- 資料 15 協定書を説明する資料

資料 1

企業等からの要望書

要 望 書 の 例

国立大学法人 名古屋工業大学

学長 鵜飼 裕之 殿

名古屋工業大学の人材育成戦略に関し、次のとおり要望します。

中京地域は、産業界のたゆまぬ努力の結果、世界的な産業集積地域へと発展し、その中心に位置する愛知県の製造業出荷額は、長年に渡り国内 1 位を続けております。貴学におかれましては、明治 38 年、中京地域初の工業に関する官立の高等教育機関として創設されて以来、この地域の産業界の幅広い人材育成に应运えられました。平成 26 年 6 月には、産業界の声を受け止め、教育改革に活かすため、産学官教育連携会議を発足させました。そこで集められた中京地域産業界の期待・意見、「現場」の声を反映した「名工大版理工系人材育成戦略」を策定し、学部・大学院の再編成と創造工学教育課程による人材育成を始められております。

貴学創設以来の中京地域産業へのすぐれた人材の輩出と、時代に即した教育改革への取り組みを高く評価しております。しかしながら、第 4 次産業革命と言われる世界規模で進む産業構造の変化、ものづくりの変化、「超スマート社会」に象徴される価値観の変化が急速に進展し、中京地域の産業界にも新しい価値創造をめざす更なる革新が求められております。この一翼は、貴学が輩出するグローバル化したイノベーションリーダ達が担うことになります。その中でも、「超スマート社会」を実現するために不可欠な技術要素である人工知能、ビッグデータ、I o T、セキュリティについての知見を広く習得した高度な研究者・技術者、いわゆる I C T 人材が特に必要となります。

つきましては、貴学が人材育成戦略のなかで、高度 I C T 人材を輩出し、中京地域の産業界に、ひいては日本の産業界に一層の貢献をされるよう希望いたします。

平成 年 月 日

会社名 署名者役職

署名

要望企業等一覧

企業名等	署名者役職
愛知県	副知事
株式会社生方製作所	代表取締役会長
中部電力株式会社	顧問
株式会社デンソー	取締役 専務役員
東亜合成株式会社	参与
トヨタ自動車株式会社	専務役員
日本車両製造株式会社	開発本部 技術開発部長
株式会社メニコン	執行役 新規事業本部長

学位記様式

博第〇号



学 位 記

氏 名 _____

生年月日 _____

名古屋工業大学及びウーロンゴン大学の間で締結されたジョイント・ディグ
リープログラム協定に基づく名古屋工業大学・ウーロンゴン大学国際連携情報
学専攻の博士後期課程を修了したので博士（学術）の学位を授与する

学位授与年月日 _____

大学印

名古屋工業大学長 氏名

大学長印
又は
学長サイン

UNIVERSITY OF
WOLLONGONG
AUSTRALIA



Research Student

has this day been admitted by the Council to the Degree of

Doctor of Philosophy

Conferred as a single degree under a joint PhD program
between The University of Wollongong and
Nagoya Institute of Technology

The Common Seal of the University was affixed here to on

_____ Awarded in "University" on *date, year* _____

In the pursuance of a Resolution of the Council as witness the hands of

Sign _____

Chancellor

Sign _____

Secretary to Council

in Whose presence the Seal was affixed

Seal

University of Wollongong Act 1989 (抜粋)

Part 2 – Constitution and functions of the University

6 Object and functions of University

(1) The object of the University is the promotion, within the limits of the University's resources, of scholarship, research, free inquiry, the interaction of research and teaching, and academic excellence.

(2) The University has the following principal functions for the promotion of its object:

- (a) the provision of facilities for education and research of university standard, having particular regard to the needs of the Illawarra region,
- (b) the encouragement of the dissemination, advancement, development and application of knowledge informed by free inquiry,
- (c) the provision of courses of study or instruction across a range of fields, and the carrying out of research, to meet the needs of the community,
- (d) the participation in public discourse,
- (e) the conferring of degrees, including those of Bachelor, Master and Doctor, and the awarding of diplomas, certificates and other awards,
- (f) the provision of teaching and learning that engage with advanced knowledge and inquiry

(3) ...

(4) The functions of the University may be exercised within or outside the State、 including outside Australia.

(出典 : New South Wales Consolidated Acts)

http://www.austlii.edu.au/au/legis/nsw/consol_act/uowa1989316/

University of Wollongong By-law 2005 (抜粋)

Part 7 – Courses and degrees

25 Degrees and diplomas

The degrees and diplomas to be conferred and awarded by the University are to be specified in rules made by the Council for the purposes of this clause.

26 Award of degrees and diplomas

(1) The requirements to be satisfied for the award of degrees and diplomas, including the conditions governing the admission of students of other universities and institutions of higher education to any status within the University, are to be specified in rules made by the Council for the purposes of this clause.

27 Entrance standards and conditions of admission

The entrance standards for students and the conditions to be satisfied for admission to the University are to be specified in rules made by the Council for the purposes of this clause

(出典：New South Wales Consolidated Acts)

http://www.austlii.edu.au/au/legis/nsw/consol_reg/uowb2005353/

和訳

【University of Wollongong Act 1989】（抜粋）

ウーロンゴン大学通則 1989 年制定

第 2 編 大学の組織及び機能

第 6 節 大学の目的と機能

- (1) 大学は、大学の有する資源の限りにおいて、学問、研究、自発的探究、教育、研究、学術的卓越の相互作用を推進することを目的とする。
- (2) 大学は、その目的を推進するために、次の主要な機能を有する。
 - (a) イラワラ地域のニーズに特に配慮した大学基準の教育と研究のための施設の提供
 - (b) 自発的探究によって得た知識の普及、向上、発展及び応用の促進、
 - (c) 地域のニーズを満たすための各種分野の研究・教育課程の提供、研究の実施、
 - (d) 公開討論への参加
 - (e) 学位（学士、修士及び博士）の授与及び学位記、履修証明書その他の認定書の授与
 - (f) 高度な知識と研究に関与する教育と学習の提供
- (3) 略
- (4) 大学の機能は、オーストラリア国外を含め、州内外に行使することができる。

【University of Wollongong By-law 2005】（抜粋）

ウーロンゴン大学約款 2005 年制定

第 7 編 課程及び学位

25 学位及び学位記

学位及び学位記が大学により授与されることは、この条項の目的のため評議会により定められた規則により明記される。

26 学位及び学位記の授与

- (1) 学位及び学位記の授与要件（他の大学及び高等教育機関の学生の入学の管理条件を含む。）は、この条項の目的のため評議会により定められた規則により明記される。

27 入学基準と入学条件

学生の入学基準及び入学条件は、この条項の目的のため評議会により定められた規則により明記される。

GENERAL COURSE RULES (抜粋)

13 Awards and Degrees of the University

Diplomas

DOCTORAL DEGREE

9. These Rules apply to doctoral courses leading to the award of Doctoral Degree qualifications listed in Appendix 1 (below), and are to be read in conjunction with relevant provisions of the General Course Rules.

Appendix 1: Award Titles and Abbreviations

Doctoral Degree by Thesis

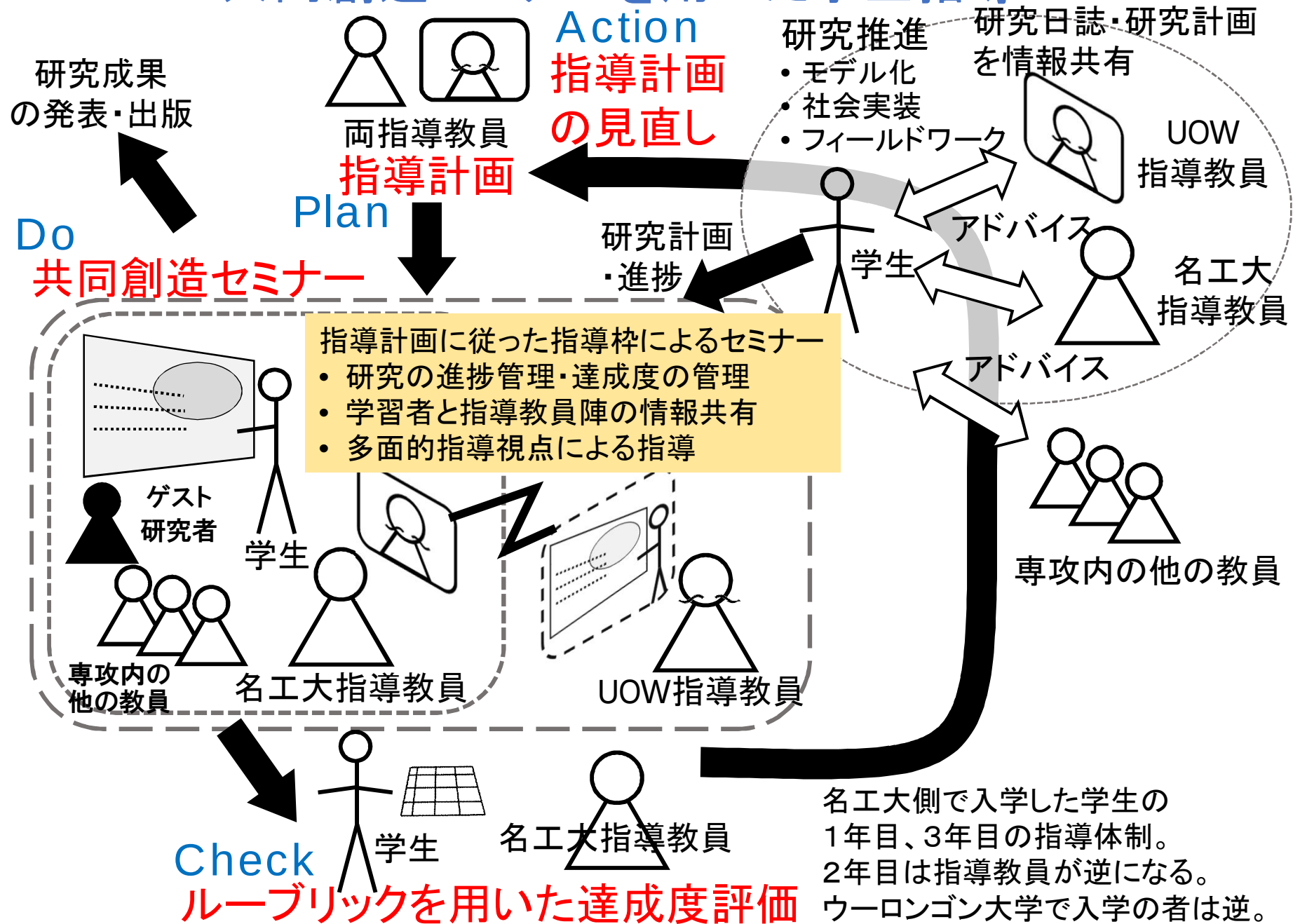
Degree	Abbreviation
Doctor of Philosophy	PhD

(出典 : University of Wollongong General Course Rules)

http://www.uow.edu.au/about/policy/UOW058680.html#P651_57823

Home> About the University> Policy Directory > General Course Rules

共同創造セミナーを用いた学生指導



名古屋工業大学・ウーロンゴン大学国際連携情報学専攻 達成度評価ルーブリック

ディプロマポリシーの項目	観点	観点の説明	レベル1 一定の基礎がある	レベル2 研究遂行が可能である	レベル3 独自の研究課題を展開できる	レベル4 超スマート社会へのイノベーションに資する	レベル5 超スマート社会へのイノベーションをリードする
国際的俯瞰力 国際的技術者としての理解・責任	技術者としての責任感・倫理観	工学の社会変革の力を自覚し、工学倫理及び研究者倫理を背景として技術が社会に与える影響を多面的に評価する能力	技術が社会に与える影響を理解し、研究倫理の知識を修得している。	技術の社会への影響を考察できる。研究倫理に注意して研究を遂行できる。	技術が与える社会的貢献及び価値観について、多面的に考察できる。	社会的課題や価値観に潜む技術上の問題を研究課題として意識できる。	技術の社会的影響、価値観、人々の活動に関する学術論文等の成果がある。
	産業社会・国際社会への展望	国際社会の状況、産業構造の課題を俯瞰的に把握し、歴史的・人類学的視点から工学が及ぼす分野や社会システムへの影響や貢献について考察する能力	研究する技術がどのような産業に貢献するかを理解している。	研究と関連する産業分野が国際的にどのように展開されているか理解している。	研究対象の技術が産業としてどのような価値を持つかについて議論できる。	未来社会における産業を背景として研究を展開し、実務家や他分野の研究者と議論できる。	超スマート社会実現の社会における産業構造や技術の必要性について議論できる。
超スマート社会実現のための専門力・洞察力 専門的洞察力	情報学分野の専門力	人工知能等の専門分野の知識とこれを課題解決に活用する能力。関連する諸分野の知識を総合する能力	研究に必要な情報学分野の専門知識を有する。	研究に必要な情報学分野の専門知識を有し、これを独自に活用して研究を遂行できる。	研究に必要な分野とその周辺について、学術的議論を概括できる知識を有する。	研究に必要な分野とその周辺について、独自の観点から議論できる。	独自に専門領域を開拓し、有用な概念やアプローチを提案・展開できる。
	社会実装力	発想したアイデアをシステムとして構築し、社会や人々の生活への変革に寄与する形で実装する能力	プログラミング等、システム構築の基礎知識を有する。	モデル化したアイデアを自身でシステムとして実装することができる。	自身のアイデアを実現するため、新たなアプローチを開拓することができる。	社会実装のため、有用性、コスト、セキュリティ等多方面から検討できる。	持続的システムを実現するため、社会システム、産業等多方面から検討し、学術的議論ができる。
	コンピュータシミュレーション力	問題を数学的に整理し、アイデアの抽象化及びアルゴリズム表現によって実行可能な形式で考察する能力	手順をアルゴリズムによって示すなど、情報学的思考法の基礎がある。	自身のアイデアをアルゴリズムによって表現し、コストやデータ形式等を検討できる。	自身のアイデアをアルゴリズムや概念の抽象化によって表現し、数学的に思考できる。	実社会の課題等を数理システムとして理解し、独自の分析やアプローチを展開できる。	問題の解析に情報学的アプローチの他、経済学、社会学等多くの視点から検討できる。
	デザイン・シンキング力	現実の複雑な問題に対して、状況の注意深い観察と、創造的・多面的試行によって解決法を構築する能力	問題に対する状況判断や、解決のための選択肢提示など、デザイン・シンキングの基本を理解している。	現状把握、発想法の試行、結果の適用といったデザイン・シンキングの基本を適用できる。	社会や人々の生活の視点など、新たな視点から多面的にデザイン・シンキングを適用できる。	社会変革へバランスよい視点から、多面的にデザイン・シンキングを適用できる。	イノベーションの視点から、デザイン・シンキングを可能とする環境を検討できる。
イノベーションを牽引する独創性・研究推進力 独創的研究推進力	挑戦的研究力	従来にない分野や取組の中に重要課題を発見し、粘り強く研究に取り組み、やり遂げる能力。新規に独自の方法を作り出す挑戦力・行動力	与えられた課題について研究に取り組むことができる。	自ら課題を見つけ、取り組むことができる。課題の重要性について検討できる。	課題の重要性を実現可能性の観点から評価し、新たなアプローチを考えられる。	技術課題に対して新規な研究領域を構想し、実践とともに研究アプローチを展開できる。	産業分野につながる新規な研究領域を構想し、通用性のある研究を展開できる。
	主体的研究推進力	研究課題に対して主体的に他の人々や活動に関わりをもち、多面的視点から取り組み、新たな課題、アプローチ、評価法、価値を作り出す能力	自ら研究に進んで取り組むことができる。	自ら情報収集や周囲との議論を進め、研究を進めることができる。	異なる分野の研究者等と議論し、異なる視点から評価法や実験手順を構想できる。	自身の研究成果について異なる視点から新たな価値を見出し、研究を展開できる。	率先して新たな視点を見出し、研究を新規なサービスやプロダクトの開発に展開できる。

学生は入学時にレベル1の能力が求められ、1年修了時、2年修了時、課程修了時においてそれぞれレベル2、レベル3、レベル4以上の能力が求められる。

名古屋工業大学・ウーロンゴン大学国際連携情報学専攻 履修スケジュール

1 年次													2 年次													3 年次												
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		

名古屋工業大学の学生

合同入試審査

入学・両大学学籍（4月）

【@日本】
NIT教員による研究指導

最終研究計画審査
（第5回共同創造セミナー）

【@オーストラリア】
UOW教員による研究指導

研究中間報告審査
（第5回共同創造セミナー）

【@日本】
博士論文作成

合同学位審査

NITから手交

合同学位記授与

資料7

- 遠隔会議システムを利用し、両大学で同時に実施する「共同創造セミナー」を1～3年次まで実施（年間6回）
- 指導教員は学生の研究計画の内容に鑑み、一人一人の学生に応じた指導項目を含む指導計画を作成
- 共同創造セミナーは両大学の指導教員と関連教員が参加。指導計画に従って学生に課題を課し、発表・質疑を実施
- 指導教員はルーブリック評価を行うとともに、年次毎の研究指導報告書を作成・報告

ウーロンゴン大学の学生

合同入試審査

入学・両大学学籍（3月）

【@オーストラリア】
UOW教員による研究指導

最終研究計画審査
（第5回共同創造セミナー）

【@日本】
NIT教員による研究指導

研究中間報告審査
（第5回共同創造セミナー）

【@オーストラリア】
博士論文作成

合同学位審査

UOWから手交

ウーロンゴン大学博士課程の修了要件

Course Structure

This program is 100% by thesis. Candidates enrol in a 48 credit point thesis subject and repeat the same enrolment for each year of study, usually over four years of full-time study. Students may be required to attend lectures in relevant topics from time to time throughout the program.

※このプログラムは100%論文による。

(出典 : Course Information Doctor of Philosophy)

<http://coursefinder.uow.edu.au/information/index.html?course=doctor-philosophy-information-science>

(UOW > Course Finder > Course Information)

General Course Rules (抜粋)

Examination of Theses

49. An examiner of a thesis for a Doctoral degree by thesis shall be asked to report on:
- a. whether the thesis provides evidence that the student conducted original research,
 - b. whether the thesis demonstrates that the student has made a significant contribution to the knowledge about the topic concerned,
 - c. whether the thesis reveals that the student has a broad understanding of the discipline within which the work was conducted,
 - d. whether the thesis contains material suitable for publication,
 - e. whether the student has presented the thesis in a manner and at a level appropriate to the field of research, and
 - f. whether the literary standard of the thesis is adequate.

49. 博士論文の審査官は、次の事項について報告を求められる。

- a. 論文は学生が独創的な研究を行ったという証拠を提示しているかどうか、
- b. 論文は学生が当該論文に関する知識に著しい貢献をしていることを示すかどうか、
- c. 論文は学生がその研究を行った専門分野を広く理解していることを明らかにしているかどうか、
- d. 論文には公表に適した資料を含んでいるかどうか、
- e. 学生が研究分野に適した方法、かつ、水準で論文を発表しているかどうか、および
- f. 論文の著述基準が適切であるかどうか。

(出典 : University of Wollongong General Course Rules)

http://www.uow.edu.au/about/policy/UOW058680.html#P651_57823

Home> About the University> Policy Directory > General Course Rules

履修モデル1 産業界でイノベーションをリードする研究者を目指す学生(名工大で入学)資料 9



企業研究所等に籍を置き、学術界にも影響力のあるイノベーションリーダへ

Joint PhD

イノベーションに資する能力をルーブリックで評価。
研究成果を学術論文として発表。予備審査を経て、論文審査へ。

3年次

- 専門的かつ国際的に質の高い博士論文としてまとめる
- 企業研究者、学術研究会に携わり、学位取得後の活躍を準備

挑戦的態度で独自に研究を展開できるレベルを評価。
2年次修了までに中間報告で、進捗を確認、最終学年へ指導。

2年次

- 国際的な横展開による国際俯瞰力の養成
- ウーロンゴン大が強いセキュリティ、IoTの観点で社会実装の研究を進める

入学後1年経過までに最終研究計画を審査。
主体的に研究を遂行できるレベルをルーブリックで確認

1年次

- 専門の掘り下げによる専門的洞察力を養成
- 両大で強いAI分野、利用サービスの研究を進める
- 国際会議や学術組織への参加

履修モデル2 AI分野で新規事業の展開を目指す学生(ウーロンゴン大学で入学)

独自の視点でAI技術を活用し、新規事業を展開できる起業家として活躍



Joint PhD

イノベーションに資する能力をルーブリックで評価。
研究成果を学術論文として発表。予備審査を経て、論文審査へ。

3年次

- 専門的かつ国際的に質の高い博士論文としてまとめる
- 新しい価値創造への議論を進め、起業家としての研究推進力を強化する

挑戦的態度で独自に研究を展開できるレベルを評価。
2年次修了までに中間報告で、進捗を確認、最終学年へ指導。

2年次

- 国際的な横展開による国際俯瞰力の養成
- ソーシャル・コンピューティング等の観点に展開
- 中京地域産業界と交流、産業の視点、経営感覚を養う

入学後1年経過までに最終研究計画を審査。
主体的に研究を遂行できるレベルをルーブリックで確認

1年次

- 専門の掘り下げによる専門的洞察力を養成
- UOWで強いサービス工学、数理モデルの研究を進める
- セキュリティも学び、社会実装の視点を身につける

ADMISSIONS RULES (抜粋)

10 Higher Degree Research Degrees

Doctoral Degree (Research): Doctor of Philosophy

5. The standard admission pathway for admission to a Doctor of Philosophy is completion of:
- a. an AQF Level 9 Qualification in the discipline area:
 - i. a Masters Degree (Research); or
 - ii. a Masters Degree (Coursework), completed with a WAM of 70% (or GPA 3.5 out of 4.0) or above, that includes a research component with duration of at least one semester full-time or part-time equivalent
 - b. an AQF Level 8 Qualification in the discipline area:
 - i. a Bachelor Honours Degree awarded with Class I or Class II, Division 1 Honours
 - c. an Australian or international qualification from a tertiary institution determined by the Deputy Vice-Chancellor (Research and Innovation) to be equivalent to those prescribed in Rules 10.5.a or 10.5.b above

(出典 : University of Wollongong Admissions Rules)

<http://www.uow.edu.au/about/policy/rules/UOW190886.html>

Home > About the University > Policy Directory > UOW Rules > Admissions Rules

10 高等学位、研究学位

博士号（研究）：博士

5. 博士課程入学のための標準的資格は以下のとおり。

a. 学問分野における AQF レベル 9 の資格：

修士号（研究）又は 少なくとも 1 学期のフルタイム又はパートタイム相当の期間を持つ研究構成要素を含む 70% の WAM（又は GPA 3.5 から 4.0）以上で修了した修士号（コースワーク）

b. 学問分野における AQF レベル 8 の資格：

クラス I 又はクラス II、ディビジョン 1 で授与された優等学士号

c. 理事（Research and Innovation）が上記規則 10.5.a または 10.5.b に規定するものと同等であると決定したオーストラリア又は国外の高等教育機関の資格

3-5. レベル別 AQF 資格タイプと概要

オーストラリアの高等教育は、大学およびオーストラリア資格枠組（AQF）のレベル 5 からレベル 10 までの資格（学位）を取得できる非大学機関に委ねられている。高等教育は学士、修士、博士が主な資格であるが、非学位型の学部・大学院資格も存在する。

レベル	1	2	3	4	5
概要	資格取得者は、初歩的な仕事、社会参加、および／または上位学習のための知識や技能が身に付いている	資格取得者は、限定された仕事、および／または上位学習のための知識や技能が身に付いている	資格取得者は、仕事および／または上位学習のための論理的・実用的な知識や技能が身に付いている	資格取得者は、専門的および／または熟練を要する仕事、および／または上位学習のための論理的・実用的な知識や技能が身に付いている	資格取得者は、熟練を要する／専門家の補助的な仕事、および／または上位学習のための専門的な知識や技能が身に付いている
資格タイプ	Certificate I	Certificate II	Certificate III	Certificate IV	Diploma

レベル	6	7	8	9	10
概要	資格取得者は、専門家の補助的な／高い技能を要する仕事、および／または上位学習のための幅広い知識や技能が身に付いている	資格取得者は、専門的な仕事および／または上位学習のための首尾一貫した幅広い知識や技能が身に付いている	資格取得者は、専門的で高い技能を要する仕事、および／または上位学習のための高度な知識や技能が身に付いている	資格取得者は、研究および／または専門的な業務および／または上位学習のための専門的な知識や技能が身に付いている	資格取得者は、学問の向上および／または専門的な業務のための、専門的な研究技能や複合的な分野における体系的で批判的な理解力が身に付いている
資格タイプ	Advanced Diploma Associate Degree	Bachelor Degree	Bachelor Honours Degree Graduate Certificate Graduate Diploma	Masters Degree	Doctoral Degree

出典：Australian Qualifications Framework Second Edition, January 2013, p.18

出典：大学改革支援・学位授与機構

諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要：オーストラリア（第2版）、P8



JOINT DOCTOR OF PHILOSOPHY AGREEMENT POLICY

Date first approved: 10 June 2011	Date of effect: 10 June 2011	Date last amended: (refer Version Control Table) Autumn Session 2015	Date of Next Review: December 2013
First approved by:	University Council		
Custodian title & e-mail address:	Manager, Graduate Research School graduate_research_school@uow.edu.au		
Author:	Director, Research Student Centre		
Responsible Division & Unit:	Graduate Research School		
Supporting documents, procedures & forms of this policy:	UOW Joint PhD Guidelines UOW Joint PhD Agreement Proposal Form		
References & Legislation:	French Ministerial Regulations DEEWR: Administrative Information for Providers (AIP): Student Support (2010) DIMA: Overseas Students on Exchange Programs in a Third Country Higher Education Support Act, 2003 (Commonwealth) General Course Rules Higher Degree Research (HDR) Student Academic Complaints Policy International Linkages Policy Intellectual Property Policy Code of Practice - Supervision		
Audience:	Public – accessible to anyone		

Submit your feedback on this policy document using the [Policy Feedback Facility](#).

Contents

1	Purpose of Policy	2
2	Definitions	2
3	Application & Scope	3
4	Proposed UOW Conditions for Joint PhD Agreements	3
5	Roles & Responsibilities	6
6	Version Control and Change History	6

1 Purpose of Policy

1. To set out clear and defined conditions for the establishment and management of Joint PhD Agreements between the University of Wollongong (UOW) and Overseas institutions, governing joint doctoral degrees from both institutions.
2. A Joint PhD Agreement is an agreement between UOW and an Overseas institution; governing a joint doctoral degree from both institutions. Under such an agreement, the Doctoral degree is recognised on the UOW transcript and testamur and the relevant certification of the Overseas institution as having been awarded under a Joint PhD Agreement with the partner institution.
3. The Joint PhD Agreement aims to:
 - a. enhance international research collaboration, including the recruitment of research students;
 - b. improve the opportunities for doctoral research students to undertake international study;
 - c. enhance access by doctoral students to up-to-date technologies and equipment, and the finest supervision; and
 - d. allow international students to gain access to funding mechanisms which may otherwise be unavailable.

2 Definitions

Word/Term	Definition (with examples if required)
Candidate	A student in the process of completing the requirements for a degree.
Candidature	The undertaking of a course of study.
Commonwealth Grant	A grant provided to University students by the Commonwealth, as per the Commonwealth Grants Scheme.
Contact Officer	The UOW officer responsible for implementing, communicating, maintaining and reviewing the policy; and responding to queries regarding the policy.
Joint PhD Agreement	An agreement between an Australian University (in this case UOW) and an overseas institution, governing a joint doctoral degree from both institutions.
Domestic Student	A student who is an Australian Citizen, Australian Permanent Resident, or New Zealand Citizen and is studying at an Australian (in this case UOW) institution.
FEAST	Forum of European-Australian Science and Technology Cooperation
Formal Exchange	A formal agreement between a provider and an overseas higher education institution to have a reciprocal exchange of students over time.
Intellectual Property	A product of the intellect that has commercial value, including copyrighted property such as literary or artistic works, and ideational property, such as patents, appellations of origin, business methods, and industrial processes.
Joint /Double	A joint degree program between UOW and any other institution whereby one

Badged Program	degree is awarded by both UOW and the other institution.
Partner / Host Institution	The institution at which the candidate has secondary enrolment.
Home Institution	The institution at which the candidate has primary enrolment
RTS	Research Training Scheme
Scholarship	An award of access to an institution and/or a financial aid award for an individual for the purposes of furthering their education.
Student Visa	A document issued by a country giving a certain individual permission to enter that country for a given period of time for the purpose of study.
Testamur	Certification of an award. In the case of joint PhD agreements a student can receive a testamur from each institution relating to the joint degree program.
Tuition Fee	A fee to cover the educational costs of a program.
Viva Voce	An oral examination.

3 Application & Scope

1. This policy is to be referred and adhered to by all UOW staff and students when establishing and/or managing a Joint PhD Agreement.

4 Proposed UOW Conditions for Joint PhD Agreements

1. The following conditions will apply to UOW Joint PhD Agreements with Overseas Higher Education Institutions.

Process for Establishment of a Joint PhD Agreement

2. A Joint PhD Agreement must be drawn up between the two participating institutions in respect of each candidate, detailing the specific arrangements pertaining to that particular candidature.
3. A proposal for a Joint PhD Agreement must be completed using the UOW Joint PhD Agreement Proposal Form. When completing a Joint PhD Agreement proposal, authors should refer to the UOW Joint PhD Agreement Guidelines, and any Ministerial Regulations relevant to the proposed partner country, in addition to this policy.
4. Once signed by the Dean of the Faculty (see section 7.15 regarding approval), the Joint PhD Agreement Proposal must be submitted to the Graduate Research School. Once approved by the Dean of Research, the Manager, Graduate Research School will liaise with the Legal Services Unit, who will draw up a Joint PhD Agreement between UOW and the partner institution. The Graduate Research School is responsible for negotiating and finalising the Agreement.
5. Joint PhD Agreements should take effect from the beginning of candidature, however under certain conditions retrospective approval may be sought for existing candidates. The same process for the establishment of a Joint PhD Agreement is required for existing candidates.

Existing Research Collaborations

6. A Joint PhD Agreement will normally only be initiated in cases where there has been a history of research collaboration between the two institutions/departments or research groups.

Time Spent at Each Institution

7. The Joint PhD candidature must be divided between the two institutions with alternate stays at each and a minimum of 1 year full-time (two semesters full-time) at each institutions. The remaining time for completions will be as agreed by both institutions. An indicative timetable for candidature at both institutions must be specified in the Agreement.

Duration

8. The duration of a Doctoral degree under a Joint PhD Agreement is the same as a normal Doctoral degree; that is, taking 2-4 years to complete as a full-time candidate (General Course Rule 6.26(a)).

General Conditions of Candidature

9. The conditions of and regulations pertaining to candidature at the partner institution must be compatible with UOW guidelines and regulations, as detailed below (or in the absence of guidelines at the partner institution, UOW guidelines/regulations shall apply). In the case of a significant variation, this should be foreshadowed and resolved in the initial agreement documents.
10. Candidature related matters would include, but are not necessarily limited to:
 - Admission Requirements - note that UOW requires its entry requirements to be met by all students whether from UOW or the partner institution
 - Code of Practice - Research
 - Code of Practice - Supervision
 - General Course Rules
 - Student Conduct Rules
 - Higher Degree Research (HDR) Student Academic Complaint Policy
 - Ethics Clearances
 - Workplace Health and Safety and Equity protocols

Intellectual Property

11. The Joint PhD Agreement must specify any intellectual property agreements or conditions. Copyright of the thesis will be assigned to the candidate. All Agreements must comply with the UOW Intellectual Property Policy.

Fees

12. The Joint PhD Agreement must set out the arrangements for candidature fees and expenses. Joint PhD Agreements will be conducted as formal exchange agreements between the two institutions. Formal exchange programs involve a formal agreement between a provider and an overseas higher education institution to have a reciprocal exchange of students over time. These arrangements allow UOW domestic students to pay for their overseas study under the provisions of the *Higher Education Support Act*. These arrangements also allow overseas students to pay for the study they undertake in Australia under the fee regime that applies to them in their home country.¹

¹ Source: DEEWR: Administrative Information for Providers: Student Support (2010) Section 19: Exchange and study abroad students. Available at: <http://www.deewr.gov.au/HigherEducation/Resources/Documents/AIPFeb2010.pdf>

Student Fees at Home Institution

13. Students will pay fees according to the fee requirements of their Home institution.

Student Fees at Host Institution

14. Host institutions must agree to grant fee exemptions or provide tuition fee scholarships covering the period of enrolment at the host institution.

Overseas Student Fees

15. A student whose nominated home institution is an overseas institution will pay tuition fees to their home institution as per that institution's fee regime and will not pay fees to UOW. The Joint PhD Agreement will specify any provisions for the candidate's research costs including laboratory/fieldwork funding, which is provided by the home University.

Living and Other Costs

16. Other incidental fees and charges, health cover, travel and associated costs, accommodation and personal expenses are the responsibility of the candidate.

Visas

17. Students are enrolled as a doctoral student at both universities and are eligible to apply for a Student Visa for the period of research overseas. Students studying in Australia and overseas are subject to strict visa conditions and should contact the Department of Immigration in the country they are travelling to in order to acquaint themselves with their possible visa requirements. Students will themselves be responsible for undertaking the student visa application process. Overseas students in Australia on a student visa (in this case UOW international students) are allowed to participate in an international exchange program in a third country, subject to conditions.²

Thesis

18. The student must produce a written thesis for examination by both institution and is required to meet all submission and examination requirements of each institution for the thesis relevant to that institution.

Supervision

19. The Joint PhD Agreement must list the two principal supervisors who are to undertake the joint supervision, one per institution, and if the student's Home institution is UOW they will also be required to have at least one co-supervisor from UOW. Additional associated supervisors from either institution may be appointed, as appropriate. The partner institution must agree to apply the UOW Code of Practice - Supervision when supervising Joint PhD candidates.

Language of Instruction

20. Instruction shall be in the language of instruction for each institution. The candidate must therefore be able to meet both the English proficiency requirements of UOW and the language proficiency requirement of the partner institution.

² Source: DIMA, Overseas students on exchange programs in a third country. Available at: http://www.immi.gov.au/business-services/education-providers/third_country_exchanges.htm

Examination Process

21. The Joint PhD agreement will specify the nature of the examination process, and funding for expenses for examiners attending a possible Viva Voce examination (oral defence). Funding of examiner's expenses is the responsibility of the home institution, unless otherwise negotiated in the Joint PhD Agreement.
22. The student will separately satisfy the examination process of both universities. However agreement to use common examiners, and share examiners' reports may be made.
23. Any additional costs incurred during the examination, other than those which currently apply, would be borne by the home institution, as stipulated in the Joint PhD Agreement.

Award of Degree

24. When the required time spent at each institute, and the required conditions for examination have been met, a candidate will receive a UOW Doctoral testamur and certification relating to the Doctorate (or other equivalent qualification from the overseas institution) from the partner institution in respect of that candidature. The UOW testamur and transcript and the relevant certification of the overseas Institution must specify that the award is "Conferred as a single degree under a joint PhD program between The University of Wollongong and [name of partner institution]".

Approval of Proposal and Agreement

25. The Joint PhD Agreement Proposal Form must be signed off by the Dean and must then be approved by the Dean of Research. Once approved, the Joint PhD Agreement, drawn up by the Legal Services Unit, must be signed off by the Dean of Research and the appropriate officers at the Overseas institution.

5 Roles & Responsibilities

1. Roles and responsibilities are as specified in this policy.

6 Version Control and Change History

Version Control	Date Effective	Approved By	Amendment
1	10 June 2011	University Council	New Policy replacing rescinded <i>Cotutelle Policy</i>
2	30 Nov 2012	Vice-Principal (Administration)	Updated to reflect change from OHS to WHS.
3	Autumn Session 2015	University Council	Amendments to reflect the implementation of the new Higher Degree Research (HDR) Student Academic Complaints Policy, which replaces the previous Academic Grievance Policy (Higher Degree Research Students). Renaming the Student Research Centre to the Graduate Research School.
4	16 July 2015	Chief Administrative Officer	Title amended from Director to Manager and email contact updated to current address.



Research Student Centre

JOINT DOCTOR OF PHILOSOPHY DEGREE GUIDELINES

Date approved:	10 June 2011	Date Guidelines will take effect:	Immediately	Date of Next Review:	December 2013
Approved by:	University Council				
Custodian title & e-mail address:	Director, Research Student Centre research_student_centre@UOW.edu.au				
Author:	Director, Research Student Centre				
Responsible Faculty/ Division & Unit:	Research Student Centre				
Supporting documents, procedures & forms of these guidelines:	UOW Joint PhD Agreement Proposal Form				
References & Legislation:	Joint PhD Agreements Policy				
Audience:	Public – accessible to anyone				
Expiry Date of Guidelines:	Not applicable				



Contents

1	Introduction / Background	3
2	Scope / Purpose	3
3	Definitions	3
4	Overarching Criteria for a Joint PhD Agreement	3
5	Fee Arrangements	3
6	Budget	4
7	Student Progress Reporting	4
8	Intellectual Property	4
9	Ethics Clearances	4
10	Thesis Examination	4
11	Agreement Review	4
12	Approval	4
13	Roles & Responsibilities	5
14	Version Control Table	5



1 Introduction / Background

1. These guidelines are to be considered during the establishment of a Joint PhD Agreement and when completing a Joint PhD Agreement Proposal. The Joint PhD Agreements Policy and any relevant Ministerial Regulations any proposed overseas country should also be referred to. For further advice contact the Research Student Centre.
2. Following approval of the Joint PhD Agreement Proposal, a Joint PhD Agreement will be drawn up by the Legal and Commercial Unit, in liaison with the Research Student Centre.

2 Scope / Purpose

3 Definitions

4 Overarching Criteria for a Joint PhD Agreement

1. Approval for a Joint PhD agreement will only be given if the agreement furthers UOW's research mission. Agreements will only be approved with an institution that has an international reputation at least equal to that of UOW.
2. Students enrolled under Joint PhD agreements are to be of outstanding ability and are expected to produce extremely high quality work that makes an original contribution to knowledge.
3. To initiate the process UOW supervisors must complete a Joint PhD Agreement Proposal Form. Once approved by the Faculty Dean, the Joint PhD Agreement Proposal Form is to be forwarded to the Director, Research Student Centre, who will manage the approval process and any subsequent negotiations with the overseas institution, in consultation with the Faculty.
4. Joint PhD agreements will be prepared by the Legal and Commercial Unit at UOW must be signed off by the Faculty Dean and the Dean of Research. Once approved by UOW they must also be submitted to the relevant overseas institution who are responsible for any government or statutory registrations required in their home country.
5. In general, students must satisfy the requirements of both UOW and the partner University with regard to enrolment, progression and reviews of progress, thesis submission and examination, intellectual property agreements and ethical clearances. Agreement on these processes must be obtained prior to submission of the proposal for UOW approval. Wherever possible, the processes of both institutions should be aligned to avoid unnecessary duplication and burdensome requirements on students.
6. If the student is to have access restricted in any way to standard UOW enrolment procedures this must be itemised on the Joint PhD Agreement Proposal Form (e.g. if the student is not permitted to take leave from the program for any reason except on medical or pregnancy grounds or to vary his/her enrolment from full to part-time etc).

5 Fee Arrangements

1. The student will be enrolled at both institutions. Fees are payable at one institution only (normally the home institution).
2. If the candidate is a UOW Domestic Student, they will either be funded by the Research Training Scheme or be granted a tuition fee exemption scholarship.
3. If the candidate is a UOW International Student, UOW international tuition fees will be levied on the student or the supervisor may apply for a tuition fee exemption scholarship. This will apply to all UOW international students that select UOW as their home institution. Students receiving a UOW supported stipend must select UOW as their home institution.



4. If the student selects the overseas institution as the home institution, tuition fees will be levied by the overseas institution as appropriate.

6 Budget

1. A detailed budget must be provided on the Joint PhD Agreement Proposal Form. Items to be included are:
 - a. arrangements for scholarships and other allowances, and travel support for candidate
 - b. arrangements for payment of visas and medical insurance, if these are not to be the student's responsibility
 - c. funding arrangements for supervisors/examiners
 - d. additional funding for the thesis examination, if appropriate
 - e. costs of specialist equipment and consumables

7 Student Progress Reporting

1. Where UOW is the Home institution UOW reporting and progress procedures will be followed. The Joint PhD Agreement must include details of the progress review procedures agreed with the partner institution, including what language the reviews will be conducted in. Unless alternative arrangements are prescribed in the Joint Agreement, hosted students will also follow UOW reporting and progress procedures while they are enrolled at UOW.
2. The Joint PhD Agreement should describe the procedure that will be put in place to reach a decision on the student's candidature should progress be deemed to be unsatisfactory at the overseas institution.

8 Intellectual Property

1. The proposal should outline arrangements for copyright and intellectual property. Evidence of any agreement reached between the two institutions should be attached.

9 Ethics Clearances

1. The proposal should outline arrangements for dealing with Ethics approvals and should cover: whether the relevant UOW Ethics Committee has been consulted (provide details), and whether the equivalent offices at the partner institution have been consulted. Evidence of any agreement reached between the two institutions should be attached.

10 Thesis Examination

1. **The thesis examination must meet the requirements of both institutions.** UOW will require a written evaluation of the thesis by 2 examiners (both external to UOW) as outlined in Section 10. Of the UOW Course Rules. UOW does not permit supervisors to be examiners. The agreement can make provision to use common examiners, and share examiners' reports if appropriate.
2. Some overseas Governments may determined that the examination of doctoral theses is by way of an oral defence by a jury selected by the student's institution. Under a Joint HDR agreement, the selection of the jury would be undertaken by both institutions. The oral defence may be conducted by video or audio conferencing.

11 Agreement Review

1. Monitoring of the agreement should be constant during the life of the agreement. The proposal should specify the review date and procedures for termination of the agreement.



12 Approval

1. Joint PhD Agreement Proposals must be signed off by the Head of Unit and the Dean, before approval by the Dean of Research.
2. Once approved, the Joint PhD Agreement, drawn up by the Legal and Commercial Unit, must be signed off by the Dean of Research and the appropriate officers at the Overseas institution. The agreement must be submitted (by the overseas institution) to the any relevant statutory authority required by that country's government regulations.

13 Roles & Responsibilities

1. The roles and responsibilities identified in these guidelines are to be referred and adhered to by all UOW staff and students when establishing and/or managing a Joint PhD Agreement.

14 Version Control Table

Version Control	Date Effective	Approved By	Amendment
1	10 June 2011	University Council	New Guidelines replacing rescinded <i>Cotutelle Guidelines</i>

[Skip to content](#)[Accessibility](#)[Contact us](#)

Australian Government

Tertiary Education Quality and Standards Agency

Sections



Enter keywords...

[Home](#) » [National Register](#) » [University of Wollongong](#)

University of Wollongong

ID	PRV12062
Provider Legal Entity Name	University of Wollongong
Trading Name/s	University of Wollongong, Sydney Business School Pty Limited
Provider ABN	61 060 567 686
Provider Category	Australian University
Status	Registered, registration renewal date 31/03/2018
Registration period	
Head Office Address	Administration Building, Northfields Avenue, WOLLONGONG, NSW, 2522
Website	www.uow.edu.au
<u>Self Accrediting Authority</u>	<u>Yes</u>
Conditions	
Decision	

This provider is authorised to self-accredit its courses. Please visit provider website for information on the courses it offers.

No results were found matching your keywords

[About TEQSA](#)

[Regulatory Approach](#)

協定書を説明する資料

説明項目	申請大学	共同	連携外国大学	協定書該当箇所 【条、頁等】	
				参考資料	
1. 教育課程の編成に関する事項					
○養成すべき人材像	—	「情報学分野における高度な専門性と研究遂行能力、そして異なる文化や多様な価値を理解できる国際感覚を備え、幅広い視野から国際社会が直面する諸課題を発見し、その課題に対する創造的・独創的な解決策を提案できる人材」を養成する。 具体的には、情報学分野において世界をリードし新規研究分野を開拓できる研究者、国際的な展開を行うIT関連企業を始めとする国際的なグローバル企業において新規事業の開拓を先導するグローバルリーダーとしての実践的研究者・技術者を養成する。	—	協定書 2.13	設置の趣旨等を記載した書類 2. 養成する人材像 (1) 養成する人材像(5頁)
○教育課程の編成	—	本専攻の教育課程期間は、3年を標準とし、在学期間中の1年間(2年次の1年間)を相手側大学にて滞在する。 両大学の強みで人工知能、マルチエージェント・システムを核に情報学分野における両大学の強みを総合し、学生一人ひとりの研究独自性・研究進捗状況に応じた指導計画に基づく指導を実施する。地理的に離れた2大学の指導教員が共同で指導するため、学生の進捗と指導計画を共有し、予め設定したスケジュールにより遠隔会議システムを活用して実施するセミナー(共同創造セミナーと呼称する。)を研究指導の一環として実施し、このセミナーを中心としてディプロマ・ポリシーに挙げた能力を涵養する。	—	協定書 2.14 2.15 2.16 6.3 6.4	設置の趣旨等を記載した書類 4. 教育課程の編成の考え方及び特色 (2) 教育課程の期間(8頁) (3) 教育課程の考え方(8頁)
○教育研究の内容・方法、研究指導の方法	—	本専攻では、情報学分野について連携して研究指導を行う。 一人ひとりの学生について、両大学からそれぞれ1名ずつの指導教員を選任し、2名の指導教員の研究内容にまたがって広い観点で指導を行う。両大学の指導教員は連携して学習・研究計画の作成から博士論文作成に至るまでの責任を負う。また、指導教員に加え、学生の研究計画に応じて本専攻を構成する両大学の教員のうちから副指導教員を選任し、補完的に指導に携わる体制とする。 遠隔会議システム、電子メールなどを用いて入学手続を行った大学又は相手側大学どちらの滞在時でも両大学の指導教員から指導を受けられる体制を整え、継続的かつ多角的な指導を受けられるようにする。	—	協定書 2.15 2.16 6.1 6.5 6.6	設置の趣旨等を記載した書類 4. 教育課程の編成の考え方及び特色 (4) 入学から論文審査までのスケジュール(12頁)
○共同開設科目(教育内容、教育方法、使用教材、成績評価方法、実施に要する経費負担等)	—	設定しない	—	—	—
2. 教育組織の編成に関する事項					
○教職員の配置	—	両大学は、収容定員に応じて、各国の法令等に定める教員数を踏まえ、協議の上、適切に配置する。 本専攻では、情報学の中で、人工知能とマルチエージェント・システムを中心的専門分野とし、担当する教員を名古屋工業大学とウーロンゴン大学の双方に配置する。 相補的な各大学の強みとしては、名古屋工業大学の強みは、ソーシャル・コンピューティング、計算理論、データサイエンス、デザインであり、これらを指導できる教員を名古屋工業大学に配置する。一方、ウーロンゴン大学の強みはセキュリティ、IoT、数理モデリングであり、これらを指導できる教員をウーロンゴン大学に配置する。	—	協定書 3.2	設置の趣旨等を記載した書類 5. 教員組織の編成の考え方及び特色 (1) 教員組織の編成の考え方(17頁) (2) 教員の専門分野の構成(17頁)
○受入可能学生数	—	入学定員は2名、収容定員は6名とする。	—	協定書 2.8	—

説明項目	申請大学	共同	連携外国大学	協定書該当箇所 【条、頁等】	
				参考資料	
3. 入学者の選抜及び学位の授与に関する事項					
○入学者の募集及び選抜の方法	—	(入学者の募集) 本専攻の教育・研究内容、取得学位、修了要件、研究指導方法、学年層等については、募集要項、パンフレット、ホームページ等を用いて両大学において十分な情報を入学希望者に対して周知する。 (入学者の選抜方法) 両大学所属の教員で構成される連絡協議会において入学者選抜を行う。本専攻を志望する学生は両大学の入学資格を満たすこととし、名古屋工業大学又はウーロンゴン大学に出席し、出願大学の試験方法・基準によりまず選抜される。その後、各大学から選抜された候補者に対して前述の連絡協議会において合否判定を行う。	—	協定書 4.1 4.2	設置の趣旨等を記載した書類 8. 入学者選抜の概要 (2) 入学選抜の概要(20頁) (3) 入試運営体制(21頁) (4) 周知方法等(22頁)
○学位の審査(審査基準及び審査体制等)	—	学位審査の体制として、合同学位審査委員会を組織する。審査委員会においては両大学の指導教員2名に入学手続を行った大学の教員1名を含む3名に加え、日本及びオーストラリアの2か国の大学又は研究機関の教員等に外部審査員を委嘱し、合計5名以上により審査を行う。主査は入学手続を行った大学の指導教員以外の審査員が就任する。これら複数の審査員による審査により、学位審査の厳格性を担保する。これらの審査員から構成される審査委員会は連絡協議会において承認を受けた後に、両大学の権限ある機関において承認を受け、審査員の妥当性及び専門性が確認される。 学生は審査委員会において論文発表を行うとともに、口頭試問、最終試験を受ける。審査委員会においても、遠隔会議システムを用い、両国の審査員が同時に審査に参加する。論文の合否は、論文内容の独創性、有用性、考察の妥当性、併せて国際的な卓越性の観点から判断される。	—	協定書 7.1 7.2 7.3	設置の趣旨等を記載した書類 4. 教育課程の編成の考え方及び特色 (7) 学位審査、学位授与(14頁)
○学位授与(手続き、使用言及び学内規則の整備等)	—	学位記は、ジョイント・ディグリープログラムの下で両大学が単一の学位を与える旨を日本語及び英語で表記し、入学手続を行った大学から手交する。	—	協定書 7.4 7.5	設置の趣旨等を記載した書類 3. 専攻等の名称及び学位の名称 (2) 学位の名称(7頁)
4. 学生の在籍の管理及び安全に関する事項					
○学生の身分(学籍管理の取り扱い)	—	学生は両大学に入学し、学籍については二重学籍とする。	—	協定書 2.10 2.11	—
○国際連携教育課程の終了時の手続き(在学中の学生に対する経過措置等)	—	両大学は、ジョイント・ディグリープログラムを終了しようとする場合、6か月前までに相手側大学に書面をもって申出なければならない。すでに在学している学生は、プログラムが終了するまでその影響を受けない。	—	協定書 1.4 1.5	設置の趣旨等を記載した書類 14.協議及び協定について (2)連絡体制(28頁)
○学生納付金等の取扱い及び経費の配分	—	学生は相手側大学の授業料は免除されるが、自大学への諸費用は支払い続ける。学生は相手側大学の入学検定料及び入学料も免除されるが、自大学でこれらの費用は要求されれば支払わなければならない。 本専攻の運営に係る経費は、原則として両大学がそれぞれの経費で負担する。	—	協定書 5.1 10.4	—
5. 学生の奨学及び厚生補導に関する事項					
○学生に対する奨学の措置及び厚生補導	名古屋工業大学で入学手続きを行った学生に対して、入学料免除、授業料免除の申請が可能となるうえ、「名古屋工業大学基金」を活用した奨学金を支給する方針である。 名古屋工業大学では、ウーロンゴン大学の学生に対し、新たに整備している国際学生寮を使用可能とする。	連携大学は、学生の在学期間中は継続してオリエンテーション及び継続的な支援サービスを受入学生に提供する。一般の在学学生が享受可能な学生支援サービスは全て、本専攻の学生も享受しうることを連携大学は保証する。	ウーロンゴン大学は、ウーロンゴン大学で入学手続きを行った学生に対して、ウーロンゴン大学在学中の生活支援として奨学金を支給する方針である。 ウーロンゴン大学では、名古屋工業大学の学生に対し、自大学が所有する留学生居住用施設を使用することを可能とする。	協定書 10.2	設置の趣旨等を記載した書類 15. 学生への経済的支援に関する取組(28頁)

説明項目		申請大学	共同	連携外国大学	協定書該当箇所 【条、頁等】	
					参考資料	
6. 教育研究活動等の状況の評価に関する事項						
○教育研究活動の評価及び年次報告書の作成・公表	—	両大学において、プログラムの質保証を行うため、連絡協議会において年次評価を行い、併せてプログラム進捗状況や課題を確認する。この年次評価を基に、本専攻の完成年度(3年)経過後は、外部有識者を含めた構成員による外部評価を受審し、評価結果をホームページで公開する。	—	協定書 8.4 (審議事項: 教育研究活動等の状況の評価)	設置の趣旨等を記載した書類 10. 自己点検・評価 (2) 本専攻に係る教育研究活動の状況に関する評価(23頁)	
その他						
○協定書内で使用する用語の定義	—	使用する用語の定義を含め、この協定において疑義が生じた場合には、両大学の協議により解決する。	—	協定書 13	—	
○国際連携教育課程の実施に係る責任の所在	—	本専攻の実施責任者として専攻長を置く。本専攻における教育研究等に関する重要事項等については、両大学で連絡協議会を設置して、双方実質的な議論ができる体制とし、連携して実施する。 なお、本専攻で発生した問題等は、専攻長のみならず、双方の大学で協議を行い、双方の学長が責任を持って対応する。	—	協定書 3.1 8.1 8.2	設置の趣旨等を記載した書類 5. 教員組織の編成の考え方及び特色 (3) 本専攻の長の選任方法(17頁) 14. 協議及び協定について (1) 連絡協議会(27頁)	
○知的財産権の扱い	—	学生が各大学においてジョイント・ディグリープログラムを行っている間に創出した知的財産については、各大学の方針と手続きに従って処理され、それぞれの大学が所有する。	—	協定書 9	—	
○定期的な協議の場の設置	—	本専攻における教育・研究に関する重要事項等について協議するため、連絡協議会を設置することとしている。構成員は、本専攻に所属する名古屋工業大学及びウーロンゴン大学の教員及び担当事務職員とし、相手側大学と実質的な協議ができる体制とする。本協議会は、年4回程度開催することとする。遠隔会議システム、電子メール等を活用し、会議運営面での工夫を行う。	—	協定書 8	設置の趣旨等を記載した書類 14. 協議及び協定について (1) 連絡協議会(27頁)	